

資料 日本における戦時期農地・農地政策関係資料(6)

坂根 嘉弘

目次

一、研究史の概要

二、戦時期土地改良関係資料 …以上、第1回(第25巻第3号)、第2回(第26巻第1・2号)、第3回(第26巻第3号)

三、戦時期農地政策関係資料

(1) 戦時農地立法 …以上、第4回(第27巻第3号)

(2) 農地調整法の施行状況

1) 農地調整法施行状況等調査 …以上、第5回(第28巻第1・2号)

2) 農地委員会の構成

ここでは、戦時体制期における農地委員会について、道府県農地委員会と市町村農地委員会に分け、その設置、委員の選任についてみておきたい。

ア) 農地委員会委員の設置

農地委員会は、農地調整法(1938年8月1日施行、法律第67号)第15条で設置が規定された(1)。農地調整法第15条は「自作農創設維持、小作関係ノ調整、農地ノ交換分合其ノ他農地ニ関スル事項ヲ処理スル為市町村ニ市町村農地委員会ヲ、道府県ニ道府県農地委員会ヲ置クコトヲ得」とし、それらに関する具体的な規程は農地調整法施行令(1938年7月29日、勅令第526号)で定められた。

市町村農地委員会の処理事項は、農地調整法第3条(兵役などで農地管理が出来なくなった場合の農地管理)、第4条(自創事業のための土地取得などについての所有者との協議)、第6条(自創事業)の調査審議及び斡旋、農地調整法第5条(所有者による農地処分の際の市町村農地委員会への通知)・第9条第3項(賃貸借の解約・更新拒絶の際の市町村農地委員会への通知)の斡旋、小作関係・相隣関係その他農地の利用関係に関する斡旋、争議の防止、農地調整法第14条(小作関係の裁判)による裁判所に対する意見の申し出、農地交換分合の斡旋、その他農地事情の改善に関する事項、農地関係の調整に関し地方長官の命ずる事項、であった。市町村農地委員会は、会長と8人

以内の委員(通常は8人)で組織された。特別な事項を処理する場合には、臨時委員を置くことも認められた。会長は市町村長がなり、委員・臨時委員は市町村から推薦されたものの中から、地方長官が選任した。会長・委員・臨時委員は名誉職で、任期は2年であった。

道府県農地委員会の処理事項は、農地調整法第4条、第6条の調査審議及び斡旋、小作関係その他農地の利用関係に関する斡旋、争議の防止、農地調整法第14条による裁判所に対する意見の申し出、農地調整法施行令第7条第2項(2以上の市町村にわたる処理事項で処理が困難と認められる事項)の処理、その他農地事情の改善に関する事項、農地関係の調整に関し農林大臣の命ずる事項、であった。道府県農地委員会は、会長と15人以内の委員で組織された。会長は地方長官がなり、臨時委員の設置も認められた。委員・臨時委員は農林大臣の選任であった。

道府県農地委員会について、農地委員会規程が定められた。以下では、和歌山県農地委員会規程を紹介しておきたい。なお、末尾に「和歌山県自作農創設維持審議会規程ハ之ヲ廃止ス」とあるのは、既設の道府県自作農創設維持審議会を改組する形で道府県農地委員会が設置された為である。

和歌山県告示第八七号(2)

和歌山県農地委員会規程左ノ通定ム

昭和十四年二月十八日 和歌山県知事 清水重夫

和歌山県農地委員会規程

第一条 会長ハ会議ノ日時及場所ヲ定メ之ヲ召集
シ会議ノ議長トナル

第二条 会議ハ之ヲ公開セス

第三条 左ニ掲グル事項ハ委員会ノ議決ヲ経ベシ

一、農地調整法施行令第二十二條第一号及
第二号ノ調査審議

二、農地調整法施行令第二十二條第四号ノ
裁判所ニ申出ヅベキ意見ノ決定

三、委員ノ三分ノ一以上ヨリ委員会ノ議決
ヲ経ベキ旨ノ請求アリタル事項

四、其ノ他重要ナル事項

第四条 議決ハ出席委員及臨時委員ノ過半数ヲ以
テ之ヲ為ス可否同数ナルトキハ議長ノ決ス
ル所ニ依ル

第五条 会長必要アリト認ムルトキハ書面ヲ以テ
委員及臨時委員ノ意見ヲ徴シ委員会ノ議決
ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ意見ヲ徴セントスルト
キハ会長ハ十五日ヲ下ラザル回答期限ヲ定
ムベシ此ノ期限迄ニ到達セザル意見書ハ議
決ノ数ニ加ヘザルモノトス

第六条 議長ハ議事録ヲ作り左ニ掲グル事項ヲ記
載シ議長及出席者二名以上之ニ署名スベシ

一、会議ノ日時及場所

二、委員ノ定数及臨時委員ノ員数

三、出席者ノ員数

四、議事ノ要領

五、議決シタル事項及賛否ノ数

第七条 臨時急施ヲ要シ委員会ヲ招集スルノ暇ナ
シト認ムルモノ又ハ第三条各号ニ該当セザ
ル事項ハ会長專決処分スルコトヲ得

第八条 委員会必要アリト認ムルトキ又ハ会長ノ
專決事項ニ付会長必要アリト認ムルトキハ
会長ノ指名スル委員若ハ臨時委員ヲシテ事
務ノ処理ヲ担任セシムルコトヲ得

第九条 事務ノ処理ヲ担任セル委員又ハ臨時委員
ハ事務ノ処理ヲ終了シタルトキハ其ノ旨ヲ
会長ニ報告スベシ

第十条 会長第七条ノ專決処分ヲ為シタルトキ又
ハ前条ノ報告ヲ受ケタルトキハ次期会議ニ

於テ委員会ニ報告スベシ

第十一条 委員会ニ幹事及書記若干名ヲ置キ会長
之ヲ命ズ幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ
処理シ書記ハ会長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶
務ニ従事ス

第十二条 委員・幹事及書記ニハ別ニ定ムル所ニ
依リ手当並ニ旅費ヲ支給スルコトヲ得

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年県告示第三二五号和歌山県自作農創
設維持審議会規程ハ之ヲ廃止ス

イ) 農地委員会ノ選任

A) 道府県農地委員会委員ノ選任

道府県農地委員会委員・臨時委員ノ選任につ
いては、農林次官から地方長官宛に「農地調整法実
施ニ関スル件」(1938年9月9日依命通牒)が出さ
れた(3)。委員については、①官吏よりは、経済部
長ほか部長級をあてること、②民間からは、農地
事情に通曉した者で、農地調整上適當と認められ
るもの、③臨時委員は簡易生命保険事務関係高等
官、預金部資金局支局関係高等官その他の者より
選任すること、としていた。その後、1940年10月
16日の農林次官(井野碩哉)から地方長官宛通牒
「農地委員会ニ関スル件」(4)では、民間委員につ
いて、①農地事情に通曉した者で、②革新的人物で
あり、③各種団体長の如き公的地位にとらわれる
ことなく、④実際に農耕に従事する者で、⑤農業
報國の精神に燃ゆる者の中から推薦するように通
牒している。さらに、1940年11月1日の農政課長
から道府県経済部長宛「農地委員会ニ関スル件」(5)
では、民間委員について、地主側の利害に偏る者
が多いという非難もあり、委員会を真に公正にす
るために、この点には特に考慮が必要であり、従
来の農民運動指導者等でも適當なるものあれば進
んで推薦するように依頼していた。

次に、これらの委員を具体的に検討したいので
あるが、道府県農地委員会委員・臨時委員につ
いて、具体的に把握するのは比較的難しい。氏名だ
けであれば道府県農地委員会議事録(6)から拾う
ことができるが、農地委員の官職名や居住市町村
まで分かる名簿はそう多くはない。ここでは、青
森県、滋賀県、大阪府の道府県農地委員会委員・臨時
委員を紹介してみたい(7)。表2-1-1が青森県、表

2-1-2が滋賀県、表2-1-3が大阪府の農地委員名簿である。青森、滋賀では、会長は知事、委員が15人で、官吏からは経済部長のほか総務部長、警察部長が入っており、臨時委員には、預金部資金局支局長、簡易保険支局長らが入っており、農林省の指示どおりであった。ただ、1939年3月任命の滋賀県農地委員は臨時委員に地方庁官吏が多数入っていたが、のちに、地方庁官吏は幹事にまわり、臨時委員としては減少していく。大阪では、この時の委員は13人であり、府部長などが欠員になっていたものと思われる。

民間委員では、市町村長、郡農会長、産業組合長・郡部会長などの選任が目立つ。地域的にはバランスを考慮していることがうかがえるが、市町村長、各種団体長といった公的地位に拘泥していることがうかがえる。それに配慮したためか、滋賀では「実際農耕ニ従事スル者」(8) 2名が、大阪では「農業」3名が、選任されていた。滋賀では、1939年3月選任委員と1943年3月選任委員を比較できるが、官吏委員4名を除けば、蒲生郡農会長と産業組合甲賀郡部会長の2人が変更しているだけで、あとは同一の委員メンバーであった。蒲生郡農会長の後任も蒲生郡農会長であり、委員はか

なり固定していたのではないと思われる。ただし、新潟県や鳥取県では農地委員・臨時委員の交代はかなり大きく(9)、このあたりは道府県により相違していたと思われる(10)。

B) 市町村農地委員会委員の選任

市町村農地委員会委員の選任については、前掲の「農地調整法実施ニ関スル件」(1938年9月9日)によって、「地主自作農小作農其ノ他農地関係ニ付深キ理解ヲ有スル者ノ中ヨリ適正ナル者ヲ選任スルコト此ノ場合ニ於テハ可及的ニ各々其ノ一方ニ偏セザル様考慮セラレ度キコト」とし(11)、階層上の偏りが生じないように指示していた。特に、市町村農地委員会委員は、直接に農地調整に当たる立場にあつたため、階層上の偏りをなくす点が強調された。さらに、市町村農地委員会改選を2、3ヶ月後にひかえた1940年10月、11月には、前掲の、地方長官宛通牒「農地委員会ニ関スル件」(1940年10月16日)や道府県経済部長宛「農地委員会ニ関スル件」(1940年11月1日)で、道府県農地委員会と同様に、公的地位にこだわることなく、国家の大方針に即した農家の要望を真に代表する者、実際農耕に従事し農業報国の精神に燃える者にして実行力に富む革新的人物を選任するよ

表2-1-1 農地委員会委員・臨時委員名簿(青森県)
(1941年2月28日任命)

	官職又ハ職業	委員名
会長	知事	上田誠一
委員	青森県総務部長	岡利和
委員	青森県経済部長	野村万作
委員	青森県警察部長	松下一
委員	東津軽郡新城村長	中村胖
委員	西津軽郡木造町長	山内佐四郎
委員	西津軽郡稲垣村長	尾野莊三
委員	南津軽郡大光寺村	須々田孫右衛門
委員	南津軽郡野沢村長 ¹⁾	村馬政治郎
委員	北津軽郡中里村長	大川五郎平
委員	中津軽郡藤代村長	大瀬意津男
委員	青森県農会長	斎藤俊治
委員	上北郡下田村	袴田健三
委員	上北郡農会長	大坂七郎
委員	下北郡大畑産業組合長	西川鍊三
委員	三戸郡戸来村長	小坂甚一郎
臨時委員	簡易保険仙台支局長	長谷川勲
臨時委員	青森地裁部長判事	浅原学
臨時委員	預金部資金局仙台支局長	川又公平
臨時委員	保険院書記官	長野眞水
臨時委員	三戸郡市川村長	鈴木七郎
臨時委員	上北郡大深内村長	中野渡喜代美
臨時委員	渋沢農場長	水野陣好
臨時委員	北津軽郡板柳町小作調停委員	三上善藏
臨時委員	北津軽郡柏木町小作調停委員	木村甚吉
臨時委員	中津軽郡船沢村農会長	薮苗喜久衛

出典：『東奥年鑑』昭和16年版、241頁。

注：1)野沢村は三戸郡野沢村かもしれない。

表2-1-2 農地委員会委員・臨時委員名簿（滋賀県）

	1939年3月任命		1943年3月任命
	官職又ハ職業	委員名	委員名
会長	知事	平敏孝	並川義隆
委員	経済部長	福光正義	沖森源一4)
委員	総務部長	内藤三郎	伊藤英三4)
委員	警察部長	斎藤昇	伊場信5)
委員	大津地方裁判所部長	山本武雄	
委員	滋賀県農会副会長	松原五百蔵1)	松原五百蔵
委員	産業組合中央会滋賀支会副会長	猪飼清六	猪飼清六
委員	栗太郡農会長	相井儀三郎	相井儀三郎
委員	蒲生郡農会長	横山増右衛門	山出光太郎6)
委員	愛知郡農会長	富居多吉	富居多吉
委員	伊香郡農会長・産業組合伊香郡部会長	谷口久次郎	谷口久次郎
委員	産業組合甲賀郡部会長	藤井利平	望月長司
委員	産業組合東浅井郡部会長	狩野新一	狩野新一
委員	産業組合高島郡部会長	松本亀吉	松本亀吉
委員	野洲郡玉津村（小作調停委員）	諏訪安敏2)	諏訪安敏
委員	野洲郡中洲村（中洲村自作農組合長）	樋上平一郎3)	樋上平一郎
臨時委員	預金部資金局大阪支局長	深田養一	
臨時委員	大阪簡易保険支局長	和田耕一	
臨時委員	大阪通信局保険課長	奥田芳夫	
臨時委員	滋賀県経済部農務課長	練尾勲	
臨時委員	滋賀県経済部耕地課長	加藤宏	
臨時委員	滋賀県総務部庶務課長	前川鬼子男	(臨時委員は不明)
臨時委員	滋賀県総務部地方課長	江藤武雄	
臨時委員	滋賀県総務部会計課長	川瀬俊男	
臨時委員	滋賀県立農事試験場長	中村英夫	
臨時委員	滋賀県地方小作官	広部猪八郎	
臨時委員	滋賀県地方技師	村上林蔵	
臨時委員	滋賀県地方農林技師	酒井耕作	
臨時委員	滋賀県警察部特別高等警察課長	浅利春次	

出典：『農地委員会』滋賀県庁文書、『滋賀県史 昭和編』第3巻、1976年、716～718頁。

注：1)のち、滋賀県農会長、衆議院議員。2)元村長。3)「農家」。

4)滋賀県部長。5)滋賀県官房長。6)蒲生郡農会長。

表2-1-3 農地委員会委員・臨時委員名簿（大阪府）

(1943年3月現在)

	官職又ハ職業	委員名
会長	知事	三辺長治
委員	大阪府経済部長	菊地盛登
委員	大阪府警察部長	坂信弥
委員	豊能郡箕面村長	黒山義宜
委員	三島郡安威村長	藤吉十一郎
委員	北河内郡九個荘町長	杉本正次
委員	泉北郡横山村長	池辺由太郎
委員	高槻市長	磯村弥右衛門
委員	大阪府農会副会長	南治好
委員	大阪市会議員	青木新治
委員	泉南郡上ノ郷村長	中谷藤吉
委員	協定会大阪支所長	松村勝次郎
委員	衆議院議員	杉山元治郎
委員	農業	椋本辰次郎
臨時委員	大阪財務局長	山田義見
臨時委員	大阪通信局長	有田喜一
臨時委員	大阪地方裁判所判事	岩田涉
臨時委員	皇国農民同盟大阪連合会長	寺島宗一郎
臨時委員	三島郡農会長	小方章太郎
臨時委員	豊能郡農会長	小畑喜一郎
臨時委員	中河内郡農会長	飯島要治
臨時委員	北河内郡農会長	岡田茂
臨時委員	(不明)	義本一
臨時委員	(不明)	富岡治郎
臨時委員	(不明)	堀端重太郎
臨時委員	(不明)	坂井勝一
臨時委員	農業	山本清治郎
臨時委員	農業	向井真資

出典：『昭和十七年度農地委員会開催結果報告』三、農林省文書。

注：杉山元治郎伝刊行会編集『土地と自由のために杉山元治郎伝』（1965年）の「杉山元治郎年譜」によると、1942年6月10日に「農林省委員となる」としている。おそらく大阪府農地委員会委員のことであろう。

う求めていた。また、従来の農民運動指導者なども進んで選任するよう依頼していた。

市町村農地委員会委員については、市町村農地委員会数、会長、農地委員会設置市町村数、委員・臨時委員の階層別委員数が、道府県別に把握できる。表2-2-1が1940年12月末日現在の、表2-2-2が1942年10月末日現在の、表2-2-3が1943年10月末日現在の、それぞれ市町村農地委員会数、会長、農地委員会設置市町村数、委員・臨時委員の階層別委員数を、道府県別に示している。1940年12月末日現在は、農林省農政局『昭和十五年度農地年報』(75~79頁)に、1942年10月末日現在と1943年10月末日現在は、農林省文書の『市町村農地委員会設置状況』による。このうち、1942年10月末日現在の分は、農林省農政局『昭和十六年度農地年報』(73~77頁)に掲載されているものとまったく同一であり、前者が後者の原資料であることが分かる。『市町村農地委員会設置状況』にある1943年10月末日現在のデータは、これまでまったく知られていなかったものである。従来の研究では、市町村農地委員会の検討は、1942年10月末日現在の分までであった。ただし、『昭和十六年農地年報』の市町村農地委員会設置状況の表には、誤りが3箇所ある。『集成』補巻2(636~639頁)にも、『昭和十六年農地年報』の農地委員会の項が複製されているが、こちらにも1箇所間違いがある。表2-2-2ではそれらを訂正している。市町村農地委員会委員(任期2年)は、当然地域により相違があるが、1938年12月、1940年12月、1942年12月、1945年1月の、それぞれ前後に改選される場合が多かった(12)。したがって、1940年12月末日現在の市町村農地委員会は第1期(主に1938年12月選任。おそらく一部地域では1940年12月に改組があり第2期の委員が入っていると思われる)の、1942年10月末日現在は第2期(1940年12月選任)の、1943年10月末日現在は第3期(1942年12月選任)の、それぞれ委員構成を示すことになる。

(1) 以下の農地委員会についての規程は、「農地調整法関係法令並通牒」(『集成』9、御茶の水書房、1971年、893頁~909頁)による。

(2) 『和歌山県報』19(1939年2月18日)。和歌山県農地委員会規程第三条の「農地調整法施行令第二十二條第一号及第二号」とは、「一 農地調整法第四條ノ事業ニ関スル調査審議及斡旋」「二 農地調整法第六條ノ自作

農創設維持ノ事業ニ関スル調査審議及斡旋」である。また、「農地調整法施行令第二十二條第四号」とは、「四 農地調整法第十四條ノ規定ニ依ル裁判所ニ対スル意見ノ申出」である。なお、1939年3月25日設定の「新潟県農地委員会事務処理規程」(『昭和十三年新潟県農地委員会々議録及付属書類』新潟県行政文書、新潟県立文書館所蔵、『新潟県農地改革史 前史』1956年、660~661頁)も、だいたい同内容である。

- (3) 「農地調整法実施ニ関スル件」『集成』9、909頁。
- (4) 『農地委員会』滋賀県庁文書。
- (5) 『農地委員会』滋賀県庁文書。
- (6) たとえば、『昭和十七年度農地委員会開催結果報告』(農林省文書)や鳥取県農地課『県農地委員会議関係』(鳥取県立公文書館所蔵)などで、道府県農地委員会の議事録をみることができる。
- (7) この他にも、たとえば新潟県、愛知県、和歌山県などでも把握可能である(『農地委員会開催結果報告』二、三、農林省文書)。
- (8) 『農地委員会』滋賀県庁文書。
- (9) 鳥取県農地課『昭和四十八年県農地委員会議関係』鳥取県立公文書館所蔵、並に新潟県立文書館の所蔵(新潟県行政文書)にかかる『昭和十三年新潟県農地委員会々議録及付属書類』、『昭和十四年新潟県農地委員会第一回第二回』、『昭和十五年県農地委員会』、『自昭和十六年至昭和十七年県農地委員会議事録綴』。
- (10) ちなみに、学者が委員であった事例として、北海道農地委員会の小林巳智次(北海道帝国大学教授)、栃木県農地委員会の磯辺秀俊(宇都宮高等農林学校教授)、鳥取県農地委員会の若木禮(鳥取高等農林学校教授)が確認できる(『小作料統制令第六條ノ協議ニ関スル件』農林省文書、前掲『昭和十七年度農地委員会開催結果報告』一、前掲『昭和四十八年県農地委員会議関係』鳥取県行政文書)。このほか、栃木県農地委員会の高田耘平(政治家)、埼玉県農地委員会の石坂養平(評論家)、大阪府農地委員会の松村勝次郎(協調会大阪支所長)、広島県農地委員会の道岡詳夫(前小作官)、愛媛県農地委員会の岡田温(元帝国農会幹事・温泉郡石井村長)、が目立ったところであった(前掲『昭和十七年度農地委員会開催結果報告』一、三、四、五、梅田俊英・高橋彦博・横関至『協調会の研究』柏書房、2004年、坂根嘉弘「広島県における小作料統制令の運用実態」『広島市公文書館紀要』24、2001年、川東輝弘「帝国農会幹事 岡田温」『経済論叢』173-1、2004年)。なお、農民運動家が農地委員であったことについて

ては、坂根嘉弘「戦時期日本における農地委員会の構成と機能」(『歴史と経済(旧土地制度史学)』187、2005年)を参照のこと。

- (11) 「農地調整法実施ニ関スル件」『集成』9、909頁。
 (12) たとえば、『新修亀岡市史』本文編第3巻(2004年、492頁)を参照。福田勇助「戦時下農地委員会と改革期農地委員会」(『農業経済研究』58-1、1986年)は、延徳村農地委員会を事例に、農地委員会の選任時期を、1939年1月、1941年4月、1943年6月としている。

3) 市町村農地委員会の活動事例

以上が全国的な概要であったが、ここでは個別の市町村農地委員会の活動状況を市町村行政文書(長野県下伊那郡松尾村と長野県下伊那郡座光寺村)によって確認しておこう。

ア) 長野県下伊那郡松尾村農地委員会

表2-3が松尾村農地委員会の議事録(松尾村農地委員会『昭和15年農地委員会々議録』(1))による活動概況である。1940年4月から1946年7月までのものである。1939年度分が欠けているかも知れないが、ほぼ村農地委員会の存続期間をカバーしていると思われる(2)。

まず、農地委員会の開催頻度であるが、それほど多くはない。多いときでも1942年度の8回であり、1944年度は2回であった。その他の年度も、1940・43・45年度が3回であった。1940年度から1945年度までを平均すると年度あたり4.2回となる。松尾村の場合、1941・42年度が多かったのは小作料統制令第4条事業をこの時期に進めていたためである。また、委員の出席状況は、だいたい6人から7人程度であり、1940年度から1946年度までの30回の農地委員会のうち、8人全員が出席したのは2回のみであった。

協議事項は、農地交換分合、小作料統制、自作

農創設維持、臨時農地等管理令関連事項の処理が中心であった。松尾村の場合、小作料減収調査がないのが特徴である(3)。松尾村の小作料適正化事業は、1944年8月14日に、他の下伊那郡5村とともに認可された。長野県では、1942年3月24日開催の長野県農地委員会での決定をもとに、4月2日に「小作料統制ニ関スル件通牒」を出し、県下一斉に小作料適正化事業を実施するように督促することとなった(4)。最高小作料の基準は、上田5割、中田4割5分、下田4割 反当り玄米1.8石を超えないこと、であった。その後、経済部下伊那出張所を中心に、小作料適正化事業が推進され、松尾村でも1942年7月18日には「小作料統制基礎調査」が作成され、小作料適正化事業に本格的に着手した。しかし、松尾村では、その後も、なかなか小作料適正化事業が進展せず、知事認可となったのはそれから2年後の1944年8月14日であった。遅延した理由は必ずしも明確ではないが、小作料適正化事業にそれほど熱心ではなかったように思われる(5)。

イ) 長野県下伊那郡座光寺村農地委員会

座光寺村農地委員会『自昭和十八年会議録』は、1943年度以降の議事録と関連資料が綴じられている。議事録や関連資料などが、洩れなく綴じられているとは必ずしも思われないので、ここでは、農地委員会の処理事項のなかで、小作料統制事業を取り上げておきたい(6)。

座光寺村で、小作料適正化事業がいつごろから取り組まれていたかは分からないが、にわかに活発となるのは、1944年1月13日の下伊那郡地方事務所長による「小作料統制令第4条ニ依ル小作料改訂地区協議会開催ノ件通知」(座光寺村長宛)以降であった。

まず、長野県・下伊那郡地方事務所は、1944年

表2-3 長野県下伊那郡松尾村農地委員会の活動状況

年度	回数	平均出席委員数	協議事項
1940年度	3	6.7	農地交換分合(2)、小作料統制(2)、農地調整法第5条
1941年度	6	6.5	農地交換分合(3)、臨時農地等管理令、小作料統制(3)、農業水利、農道開発、農業統計、その他(2)
1942年度	8	5.9	小作料統制(8)、その他
1943年度	3	7.0	小作料統制(3)、自作農創設維持(2)、暗渠排水工事(2)、耕地整理
1944年度	2	7.5	小作料統制(2)、自作農創設、その他
1945年度	3	6.3	臨時農地等管理令(2)、小作料統制、供出関係、その他
1946年度	5	4.8	改正農地調整法申請関係(5)、農地交換分合、その他(3)

出典：松尾村農地委員会『昭和15年農地委員会々議録』。

注：1) カッコ内は協議事項になった回数。カッコがないのは1回。

2) 農地委員会小委員会が2回(1944年、46年)あるが、委員会には含んでいない。

3) 小作米補給金俵装奨励金なども小作料統制に入れた。

4) 1946年度は7月まで。

1月17日から21日まで、5、6市村つつ集め、小作料適正化事業の実施を具体的に督促する小作料改訂地区協議会を開催した。参集を求めたのは、市村農地委員長（または代理）、市村事務担当者、地主小作の代表者で、なるべく市村農地委員全員の出席を求めている。持参すべき書類は、土地賃貸価格標準表となっており、小作料改訂にむけた具体的な作業の要請がなされたと思われる。座光寺村は1月17日に、前述の松尾村は1月18日に、それぞれ地区協議会に参加した。地区協議会では、認可申請書の雛型、「減免条件其他ノ付帯条件」の例、1942年4月2日の「小作料統制ニ関スル件通牒」（『長野県報』1942年4月2日掲載で、「小作料統制方針」を県下に通牒したもの）などが配布された。座光寺村では、その後、すぐに小作料調査（「廣ク行ハル、小作料ノ実例」）を作成している。

小作料改訂作業は、1944年3月から5月にかけて行われた。下伊那郡北部連合村との協議を経ながら、調整が進められた。まず、1944年3月16日の村農地委員会で改正小作料の原案を決定、4月17日・5月3日の村農地委員会で検討・修正を加えた後、5月3日に最終決定を行い、1944年8月5日村農地委員長から長野県知事に申請書を提出した。その間、1944年4月14日には、長野県経済部は市町村長宛に、速やかに認可申請書を提出すること、認可申請書提出にまで至らない市町村農地委員会は、4月10日現在の進捗状況を報告すること、という小作料適正化事業を督促する「小作料統制実施ニ関スル件」を發していた。知事からは、1944年11月9日に認可した旨の通知が届いた。

座光寺村の場合も、県のかかなり強い指導性がうかがえる。

- (1) 松尾村農地委員会『昭和十五年農地委員会々議録』飯田市役所松尾支所所蔵。
- (2) 長野県下高井郡延徳村農地委員会を扱った福田前掲論文は、1946年2月になり「戦時下農委は業務停止におこまれる」としている（47頁）。なお、戦後第1回農地委員会選挙は1946年12月である。
- (3) 延徳村農地委員会、長野県埴科郡五加村農地委員会とも、中心的事業として、農地交換分合、小作料適正化事業、自創事業があげられている（福田前掲論文、大石嘉一郎・西田美昭編著『近代日本の行政村』（日本経済評論社、1991年））。

(4) 経済部長「小作料統制ニ関スル件通牒」『長野県報』1942年4月2日。

(5) 以上、松尾村役場『自昭和十四年 農地調整関係書類』飯田市役所松尾支所所蔵。長野県延徳村や五加村の分析でも、市町村農地委員会が小作料適正化事業に熱心でなく、県主導が指摘されており（福田前掲論文、前掲『近代日本の行政村』）、松尾村と同様の状況がうかがえる。

(6) 座光寺村農地委員会『自昭和十八年会議録』飯田市歴史研究所所蔵。座光寺村農地委員会の活動のうち、臨時農地等管理令（第8条第1項）・農地作付統制細則第7条による耕作勸告発動については、坂根嘉弘「戦時期日本における農地作付統制政策の運用実態」（『史学研究』近刊）を参照のこと。なお、この『自昭和十八年会議録』によると、臨時農地等管理令改正（第7条の2）による農地移動統制（許可を要するものは、「一、譲渡契約、売買、交換、贈与、二、賃貸借契約、転貸借契約ヲモ含ム」。「許可ヲ要セザルモノ 一、自作農創設ニヨルモノ、二、農地ノ交換分合ニヨルモノ、三、土地ノ使用目的ヲ変更スルモノニシテ潰廢ノ許可ヲ受ケタルモノ」）について、「概ネ許可ヲシ難キモノ」として、「一、譲受人ガ農業者ナラザル場合、二、譲受人ガ自作セザル場合、三、投資ノ目的ヲ以テ取得セントスル場合、四、飯米保有ヲ目的トシテ取得セントスル場合、五、現在ノ耕地關係ヲ脅ス惧アル場合、六、所有又ハ耕地面積ノ過度ノ兼併又ハ組合ヲモタラス場合」をあげていた（おそらく長野県経済部の指示と考えられる）。第7条の2の不許可について、具体的に例示しているので、紹介しておきたい。

（3）戦時期の小作事情

1) 小作事情調査（1941年7月）

小作慣行調査は、農商務省・農林省によって、1885（明治18）年、1912（大正元）年、1921（大正10）年、1936（昭和11）年の4度にわたって行われた。これらについては、『集成』1（御茶の水書房、1970年）に覆刻されている。ここで紹介するのは、『集成』1に収録されていない1941（昭和16）年7月の小作事情調査である。当時から知られていなかった調査である(1)。

この調査にいたる農林省側の事情はよく分からないが(2)、農林省では1941年6月24日付で、「事務上ノ参考ニ供シ度候条左記事項至急御調査ノ上七

月十日迄ニ御回報相煩度此段及照会候也」として、「小作事情調査ニ関スル件」(16農局第4322号)を道府県知事宛に送付している。三週間足らずで回報を求めており、極めて急な調査である。資料1がその農林省から道府県知事宛の文書である。これを受けて道府県では、各市町村長宛に照会をしたと思われるが、たとえば京都府では、1941年7月3日付で「小作事情調査ニ関スル件」を府下市町村長宛に送付している。資料2の文書がそれである。京都府南桑田郡篠村では7月5日にそれを受けとったが、京都府は7月10日までの回報を求めており、期限まで1週間足らずであった。各市町村では、その後調査を行い京都府宛に回報したと思われるが、前記篠村では1941年7月16日付で京都府宛に回報している(3)。京都府は7月11日付で農林省に回報しており(農林省では7月14日に受)(4)、篠村をはじめ期限に間に合わなかった回報は農林省調査に反映されなかったことになる。

ここでの大きな問題は、資料1と資料2のフォーマットが異なっており、調査項目が一致していないことである。資料1と資料2に共通なのは、「小作料ニ関スル事項」の「定額小作ノ小作料ノ種類別面積及其ノ割合」と「地主ニ関スル事項」の「在住地主ニシテ小作農ノ生産ニ参加シ居ルモノノ数」であり、資料1にあって資料2にないのは、「小作料ニ関スル事項」の「分益小作ノ種類別面積」と「地主ニ関スル事項」の「五町歩以上ノ田畑ヲ小作ニ付スル不在地主数、在住地主及其ノ各々ノ所有面積」である(5)。また、資料2にあって資料1にないのは、「小作料額多寡ニ依リ区別シタル小作地面積」である。資料1の諸項目の道府県別一覧は、表1-1から表1-8に示されている。資料2の「小作料額多寡ニ依リ区別シタル小作地面積」に関係があるかもしれないのが、『昭和十六年小作料ノ高低等ニ依リ区別シタル水田小作地面積調』(農林省文書)である。表2-1から表2-4に示されている(6)。

さて、1941年7月の小作事情調査についてであるが、これまでの小作慣行調査が小作期間や小作料の種類・額・形態・納付の時期・方法など、いわば小作関係の質を問題にしたのに対し、この調査は、田・畑・桑園・其ノ他園(果樹園茶園)の別に、物納・代金納・金納・刈分・見取の面積を問うという、かなり簡素な調査であった。調査結果

を概観しておく、まず小作料の種類別であるが、田では、物納が92%をしめており、圧倒的であった。代金納は7%と増加してきてはいるが、まだ少なかった。しかし、畑や桑園・其ノ他園では相当に様相が異なっていた。畑では物納は47%にすぎず、金納が43%と金納がかなり多くなっていた(7)。桑園では、物納が38%、代金納25%、金納37%と3分の1ぐらいづつとなっている。其ノ他園では、金納が56%と圧倒的に多く、物納は20%に過ぎない。これを表3の1943年8月1日現在(8)と比較すると、全体として、物納が減少し、代金納・金納が多くなってきているのが分かる。特に、畑小作料では57%が金納となっており、物納は29%へと激減していた。戦時期における金納化への動きは畑小作料で顕著であった。

次に、道府県別にみた場合の、1941年7月の小作事情調査(表1-1~表1-8)の特徴を指摘しておきたい。田の定額小作料では、多くは物納であることが分かる。物納が9割以上をしめるのは27道府県であり、8割に満たないのは5府県(三重・島根・大阪・奈良・沖縄)のみであった。代金納が最も多いのは奈良(40%)で、三重(21%)・東京・京都・広島・鹿児島・島根・大阪(それぞれ20%)がそれに続いていた。田の金納は大方の道府県では5%以下と少なかったが、沖縄は90%となっており、他地域と大きく異なっていた。畑の物納は、全国平均でも47%であり、田(全国平均92%)と比べると、かなり少なかった。物納が9割以上であったのは6県にすぎず、20道府県は5割以下であった。3割以下は9府県であったが、中でも、東京は畑小作料の物納は皆無で、続いて沖縄(4%)、山梨(10%)、群馬(12%)は少なかった。畑小作料の代金納は、奈良(60%)と愛媛(55%)が多く、静岡(45%)、三重(40%)、山形(35%)、岐阜(32%)、岡山(40%)、香川(35%)が続いていた。畑小作料の金納は全国平均で43%と高く、物納とほぼ肩を並べるまでに増加していた。特に、東京(100%)、沖縄(88%)、群馬(80%)が高かった。桑園や其ノ他園(果樹園茶園)では、物納と金納への分化は明瞭であった。桑園では、秋田・宮崎・福井・新潟・鳥取では9割以上が物納で、他方沖縄・東京・山口・群馬では9割以上が金納であった。これを両極に、代金納の多い府県が中間に位置するという形であった。其ノ他園

でも同様の形を示していたが、金納が56%と半ばを超えているところに特徴があった。其ノ他園では、北海道・秋田・栃木・東京・高知・沖縄で金納が100%をしめており、福島・山口・群馬・茨城でも9割以上が金納であった。他方で宮崎・福井・新潟では9割以上が物納であった。其ノ他園でも、これらが両極を形成していたのである。

表1-6が分益小作(刈分小作、見取小作)についての一覧表である。刈分小作については、刈分小作の集大成とも言うべき農林省農務局『本邦ニ於ケル刈分小作』(1934年3月)をはじめ、各県で編纂された長崎県『長崎県下に於ける刈分小作』

(1928年3月)、岩手県内務部『特殊小作慣行名子制度刈分小作の実情』(1932年3月)、徳島県内務部『徳島県木屋平村ノ刈分小作』(1933年6月)などがあるが、全国的に刈分小作の田畑別面積を示したものはなかった。農林省農務局『大正十年小作慣行調査』(1926年)で、刈分小作面積を知ることができるが(参考までに表1-6に示した)、不明や一部のみを記したものが多く、また田畑別も不明で、十分なものではなかった。その意味で、この1941年小作事情調査は重要である。この表1-6によると、岩手と青森が飛びぬけて多くなっている。岩手県の気仙郡・上閉伊郡・下閉伊郡・九戸郡・二戸郡(特に下閉伊・九戸・二戸)と青森県の三戸郡・上北郡(ともに太平洋側の旧南部藩領)で刈分小作が多かったためである(9)。次いで、秋田・長野・高知・鹿児島が多くなっている。

表1-6によると、見取小作は、岐阜県が4468町と最も多く、続いて宮城・千葉・岡山・佐賀となるが、それほど多くはない。見取小作とは、農林省によると、刈分小作とはその性質は相似ているが、「(一)年々検見シテ小作料ヲ定ムルコト(二)刈取ノ俛分配スルニアラスシテ、調製シ穀実トシ検見ノ上決定セル額丈小作料ヲ支払フコト」の2点で刈分小作と区別できるとしている(10)。つまり、毎年検見をして作柄にあわせた小作料を決定し、それを刈取・脱穀・調整後、「穀実」で小作料を支払うということになる。

表1-7の「三 5町歩以上ノ田畑ヲ小作ニ付スル不在地主数、在村地主数及其ノ所有面積」の調査は、どのような意図によるものかは明確に出来ないが、自作農創設事業に関する一定面積(5町歩)以上地主への農地譲渡要請と関連するもので

はないかと推測される(11)。

- (1) 栗原百寿氏は、「昭和11年以降、小作料形態(物納・代金納・金納別のこと)についての全国的調査はまだ発表されていないのであって、わずかに地方における見聞等にもとづいてきわめて概略の傾向を推測しうるにすぎないのである」(『栗原百寿著作集第1巻 日本農業の基礎構造』校倉書房、1974年、127頁。括弧内は坂根。『日本農業の基礎構造』の刊行は1943年)としており、この調査の存在を知らなかったと思われる。
- (2) 1941年7月の小作事情調査については、『農林行政史』第1巻(農林協会、1958年)や小倉武一『土地立法の史的考察』(農業評論社、1951年)、細貝大次郎『現代日本農地政策史研究』(御茶の水書房、1977年)などにもふれられていない。1940年以降の米穀国家管理制度による、物納小作料と供出制度との矛盾の表面化や物納小作料の代金納化の進展との関連が予想される。農商省農政局農政課『昭和十九年八月 時局政策ノ小作料ニ及ボシタル影響』、細貝前掲書(1117~1122頁)を参照。
- (3) 『新修亀岡市史』資料編3、2000年、461-463頁。
- (4) 道府県からの回報を綴じた簿籍が『小作事情調査ニ関スル件』農林省文書である。7月10日付までで送付したのが33県、7月12日付までが7府県、残り7道府県が7月17日から25日の間である(表1-1参照)。
- (5) 言うまでもなく資料2は京都府のものである。京都府では、当時、分益小作形態は確認されておらず、「分益小作ノ種類別面積」の調査項目がないのは、そのことかかわっているのかもしれない。したがって、他の道府県でどのようなであったのかは今後の研究課題である。
- (6) 『昭和十六年小作料ノ高低等ニ依リ区別シタル水田小作地面積調』についても、調査経緯は不明である。
- (7) 田畑別の計と当時の小作地面積を比較すると、田はほぼ一致していたが、畑はやや少なかった。畑では若干の調査洩れがあったと考えられる。
- (8) 表3は、『農地制度資料集成』10(御茶の水書房、1972年、987頁)所収の「小作料金納化に関する資料」の一部である。調査の経緯などは不明である。なお、この表3の総括表は『小作関係資料(4)』(農林省文書)に、同様(一部項目が相違するが)の一覧表は農林省農政局『農地問題に関する統計資料』(1946年、21頁)に、それぞれ収録されているが、後者の一覧表は若干数値が異なっている。理由は不明である。
- (9) 青森の数値は、『青森県農地改革史』(1952年、296~299頁)所収の1940年調査「刈分小作反別並に小作慣行調」と一致する。岩手の数値は、岩手県内務部『特殊小作慣行名子制度刈分小作の実情』(1932年、75~83頁)所収の刈分小作地見込面積(1930年調査)の数値(田2834町、畑7497町)より、かなり多くなっている。
- (10) 農林省農務局『大正元年及明治十八年小作慣行ニ関スル調査資料』『集成』1、107~108頁。
- (11) 農林省内部では、自作農創設事業の対象の農地として、5町歩以上地主への農地譲渡要請が考えられていたことについては、坂根嘉弘『戦時日本における農地委員会の構成と機能』(『歴史と経済(旧土地制度史学)』187、2005年)を参照のこと。

【付記】本稿は科学研究費補助金基盤研究(C)(2)(研究代表者坂根嘉弘、課題番号16530228)による研究成果の一部である。

表 2-2-1 市町村農地委員会設置状況一覽表 (1940年12月末現在)

(ア) 市町村農地委員会設置状況

	農地委員 会数	委員会設置 市町村数	12月1日現 在市町村数	設置割合
北海道	250	250	273	92%
青森	155	155	165	94%
岩手	233	236	236	100%
宮城	200	200	202	99%
秋田	234	234	234	100%
山形	220	220	228	96%
福島	324	349	398	88%
茨城	359	359	371	97%
栃木	133	133	177	75%
群馬	198	198	198	100%
埼玉	342	342	347	99%
千葉	175	175	321	55%
東京	54	54	95	57%
神奈川	116	116	128	91%
新潟	325	325	399	81%
富山	189	204	238	86%
石川	127	127	185	69%
福井	120	120	172	70%
山梨	153	161	232	69%
長野	352	356	385	92%
岐阜	259	259	321	81%
静岡	286	289	309	94%
愛知	185	185	227	81%
三重	299	299	328	91%
滋賀	187	187	193	97%
京都	201	201	219	92%
大阪	140	140	189	74%
兵庫	263	263	398	66%
奈良	139	139	150	93%
和歌山	178	178	207	86%
鳥取	167	167	169	99%
島根	192	192	251	76%
岡山	325	325	378	86%
広島	361	379	380	100%
山口	195	195	195	100%
徳島	134	134	134	100%
香川	160	160	167	96%
愛媛	209	209	261	80%
高知	165	165	190	87%
福岡	245	245	299	82%
佐賀	123	123	125	98%
長崎	130	130	170	76%
熊本	274	283	323	88%
大分	217	217	240	90%
宮崎	84	84	89	94%
鹿児島	139	139	140	99%
沖縄	35	35	50	70%
計	9,551	9,636	11,086	87%

(イ) 階層別市町村農地委員会委員数

	委員			
	地主	地主兼自作	自作	自作兼小作
北海道	473	33	717	53
青森	121	228	530	206
岩手	557		822	208
宮城	228	269	420	377
秋田	214	887	345	328
山形	351	384	275	355
福島	605		1,173	
茨城	547	273	901	501
栃木	277		598	
群馬	312	78	624	337
埼玉	764	170	974	460
千葉	476	66	640	144
東京	80	16	189	88
神奈川	279	86	61	24
新潟	482	300	870	382
富山	390	107	542	136
石川	257		379	
福井	252	62	386	68
山梨	76	335	322	347
長野	1,102		1,072	543
岐阜	233	544	516	315
静岡	426	180	971	234
愛知	202	187	221	191
三重	433	147	644	756
滋賀	188	382	200	337
京都	303	163	628	204
大阪	394	18	454	112
兵庫	171	401	556	370
奈良	245	40	327	41
和歌山	215	150	671	213
鳥取	286	149	415	254
島根	459	3	627	12
岡山	453	325	754	389
広島	563	215	1,389	509
山口	348	131	747	215
徳島	241	109	463	148
香川	224	155	313	251
愛媛	459	275	464	192
高知	223	84	670	168
福岡	269	397	547	391
佐賀	175	53	444	66
長崎	158	72	486	142
熊本	414	177	594	628
大分	382	152	822	227
宮崎	154		321	72
鹿児島		176	420	189
沖縄	4	76	86	95
計	15,465	8,055	26,590	11,278

出典：『昭和十五年農地年報』。

注：市町村数は1940年12月1日現在。ただし、福島県、島根県、福岡県については、明らかに誤植と思われたため、昭和16年8月1日現在の市町村数（『農林統計月報』35、1942年3月）に訂正した。

			臨時委員						
小作	其ノ他	計	地主	地主兼自作	自作	自作兼小作	小作	其ノ他	計
501	250	2,027						382	382
134	101	1,320	3	9	28	14	5	293	352
68	196	1,851	42		32	8	3	217	302
198	160	1,652	1			1		41	43
50	45	1,869	1		2	7	1		11
94	244	1,703	47	78	85	109	15	126	460
602	208	2,588	3		1			5	9
581	67	2,870	2		2		2	1	7
166	18	1,059	3		6		1	11	21
220	8	1,579							
290	78	2,736						632	632
242	7	1,575	2	1	1			1	5
51	7	431			6	1			7
59	60	569						190	190
372	191	2,597	24	17	27	14	9	384	475
321	15	1,511	24	6	42	7	11	138	228
258	64	958	7		9		5	3	24
138	18	924			3		2		5
163	5	1,248							
115	30	2,862	6		11	2		97	116
466	3	2,077			1				1
227	89	2,127	23	7	60	23	14	8	135
213	253	1,267	18	21	35	28	31	46	179
422	14	2,416	2	8	12	39	15	15	91
84	360	1,551	9	28	21	20		56	134
94	21	1,413	36	15	52	19	8	11	141
270	175	1,423	5	1	13	4	6	14	43
532	87	2,117	4	6	12	9	7	176	214
141	48	842	18	33	128	25	11	20	235
151	37	1,437	1	1	1	2		2	7
150	116	1,370	15	7	46	25	10	15	118
340	21	1,462	7	2	9		3	127	148
278	75	2,274	89	9	27	2	3	178	308
288	38	3,002	35	17	91	91	41	14	289
112	20	1,573	46	22	15	5	4	196	288
170	26	1,157	2	2	3	3	2		12
176	118	1,237	5	2	6	5	2	6	26
279	17	1,686						209	209
170	18	1,333	2		5			9	16
113	169	1,886	147	153	127	51	39	49	566
151	78	967	17	5	191	4	148	51	416
48	150	1,056							
350	66	2,229	6		30	6	12	522	576
134	43	1,760						2	2
138	85	770	9				8	1	18
116	161	1,062		2				1	3
17	2	280							
10,253	4,062	75,703	661	452	1,140	524	418	4,249	7,444

表2-2-2 市町村農地委員会設置状況一覽表 (1942年10月末現在)

(ア) 市町村農地委員会設置状況

	農地委員 会数	会長		委員会設置 市町村数	10月末現在 市町村数	設置割合
		市町村長	其ノ他			
北海道	249	249		249	272	92%
青森	159	159		159	164	97%
岩手	227	227		227	230	99%
宮城	195	195		195	197	99%
秋田	224	224		224	224	100%
山形	224	224		224	227	99%
福島	358	358		358	392	91%
茨城	361	345	16	361	369	98%
栃木	165	165		165	177	93%
群馬	198	198		198	198	100%
埼玉	342	341	1	342	342	100%
千葉	270	270		270	321	84%
東京	62	61	1	62	92	67%
神奈川	114	114		114	132	86%
新潟	334	334		334	398	84%
富山	202	202		202	214	94%
石川	157	157		157	184	85%
福井	167	167		167	170	98%
山梨	165	163	2	168	201	84%
長野	375	375		375	382	98%
岐阜	269	269		272	321	85%
静岡	287	281	6	287	303	95%
愛知	199	198	1	199	228	87%
三重	293	293		294	310	95%
滋賀	180	180		180	180	100%
京都	209	209		209	215	97%
大阪	141	141		141	171	82%
兵庫	341	341		341	387	88%
奈良	144	140	4	140	143	98%
和歌山	183	183		183	205	89%
鳥取	167	167		167	170	98%
島根	225	225		225	250	90%
岡山	343	343		343	371	92%
広島	360	360		360	363	99%
山口	190	190		190	190	100%
徳島	134	134		134	134	100%
香川	158	156	2	158	165	96%
愛媛	207	207		207	249	83%
高知	154	154		154	171	90%
福岡	288	287	1	288	290	99%
佐賀	123	123		123	124	99%
長崎	122	122		122	160	76%
熊本	293	293		307	326	94%
大分	219	219		219	223	98%
宮崎	86	86		86	89	97%
鹿児島	137	137		137	138	99%
沖縄	57	57		57	57	100%
計	10,057	10,023	34	10,074	10,819	93%

(イ) 階層別市町村農地委員会委員数

	階層別市町村農地委員会委員数		
	地主	地主兼自作	自作
北海道	511	33	733
青森	132	150	651
岩手	432	326	506
宮城	268	98	549
秋田	432	323	491
山形	306	320	311
福島	696		1,150
茨城	555	268	908
栃木	255	88	684
群馬	362	86	556
埼玉	643	62	888
千葉	524	181	606
東京	88	19	215
神奈川	195	97	290
新潟	463	326	844
富山	337	152	473
石川	217	82	443
福井	246	134	595
山梨	361	33	508
長野	326	347	1,622
岐阜	665	142	548
静岡	327	147	865
愛知	213	185	293
三重	415	139	638
滋賀	119	365	210
京都	319	166	701
大阪	352	39	425
兵庫	342	167	829
奈良	323	391	162
和歌山	195	171	767
鳥取	265	165	434
島根	464	88	652
岡山	563	399	940
広島	454	242	1,282
山口	197	101	910
徳島	216	104	448
香川	248	191	371
愛媛	268	213	818
高知	150	93	628
福岡	298	477	661
佐賀	230	57	385
長崎	166	54	455
熊本	413	328	728
大分	405	43	552
宮崎	151	46	270
鹿児島	227	40	337
沖縄	18	40	336
計	15,352	7,718	28,668

出典：『市町村農地委員会設置状況』農林省文書。

注：市町村数は1942年10月末。

委員				臨時委員						
自作兼小作	小作	其ノ他	計	地主	地主兼自作	自作	自作兼小作	小作	其ノ他	計
78	467	249	2,071						697	697
125	128	62	1,248	21	18	92	31	28	329	519
315	193	53	1,825	236	89	140	365	183	61	1,074
325	259	59	1,558			7	11		103	121
312	190	44	1,792	414	210	342	503	365	136	1,970
341	250	257	1,785	43	81	85	122	81	117	529
	801	213	2,860						148	148
502	581	72	2,886	8	17	38	29	37	2	131
127	110	51	1,315	1	2	3			12	18
348	212	1	1,565	2	5	6	11	2		26
418	651	61	2,723		18	185	132		332	667
241	423	40	2,015	3	1	9	3	2		18
98	63	11	494	1		6	2		7	16
193	145	48	968	19	23	58	15		77	192
391	337	136	2,497	92	32	63	24	16	265	492
223	440	25	1,650	27	1	52	2	21	157	260
139	210	144	1,235	6	2	12	4	5	11	40
109	134	95	1,313							
126	316	15	1,359							
513	216	2	3,026	55	246	130	35		248	714
172	665		2,192	3	1	3	1	2		10
356	235	285	2,215	34	19	71	26	23	14	187
71	315	393	1,470	22	30	52	2	45	15	166
749	425	10	2,376	5	4	16	40	20	9	94
324	71	369	1,458	12	33	23	25	3	69	165
206	109	24	1,525	38	17	114	32	16	23	240
112	254	139	1,321	3	1	4	4	1	25	38
652	670	94	2,754	6	9	19	12	7	252	305
82	61	130	1,149	56	179	51	33	57	39	415
232	144	35	1,544	2	3	1			4	10
54	344	66	1,328	103	70	176	134	143	57	683
210	342	48	1,804	23	9	53	20	10	204	319
478	448	91	2,919	104	15	31	7	9	197	363
572	282	51	2,883	127	195	1,251	850	1,200	49	3,672
139	51	54	1,452	3	1	4			171	179
130	155	91	1,144	1	2	4	1		1	9
280	198	100	1,388	2	4	8	5	9	3	31
232	147	47	1,725			2				2
195	105	19	1,190	3		5	6	1	6	21
475	158	80	2,149	178	185	157	62	47	183	812
130	124	94	1,020	28	13	155	36	75	118	425
121	93	103	992							
472	326	85	2,352	80	53	170	112	42	402	859
131	389	229	1,749	4		4	1	2	1	12
140	141	61	809							
185	147	160	1,096	2	4	10	1		1	18
29	12	21	456							
11,853	12,537	4,517	80,645	1,767	1,592	3,612	2,699	2,452	4,545	16,667

表2-2-3 市町村農地委員会設置状況一覽表 (1943年10月末現在)

(ア) 市町村農地委員会設置状況

	農地委員 会数	会長		委員会設置 市町村数	10月末現在 市町村数	設置割合
		市町村長	其ノ他			
北海道	251	251		251	272	92%
青森	161	161		161	164	98%
岩手	226	224	2	229	230	100%
宮城	195	195		195	197	99%
秋田	224	222	2	224	224	100%
山形	224	221	3	224	227	99%
福島	362	362		362	392	92%
茨城	360	344	16	360	369	98%
栃木	160	160		160	172	93%
群馬	197	197		197	197	100%
埼玉	313	312	1	313	313	100%
千葉	283	283		283	315	90%
東京	61	61		61	93	66%
神奈川	109	109		109	110	99%
新潟	344	344		344	395	87%
富山	205	205		205	214	96%
石川	157	157		157	178	88%
福井	167	167		167	170	98%
山梨	170	168	2	170	193	88%
長野	374	374		374	378	99%
岐阜	269	269		272	318	86%
静岡	285	282	3	285	301	95%
愛知	206	205	1	206	222	93%
三重	279	278	1	279	292	96%
滋賀	163	163		163	166	98%
京都	203	203		203	214	95%
大阪	137	137		137	168	82%
兵庫	365	364	1	365	384	95%
奈良	143	143		143	143	100%
和歌山	182	182		182	203	90%
鳥取	167	167		167	169	99%
島根	245	245		245	249	98%
岡山	360	360		360	370	97%
広島	355	355		355	356	100%
山口	189	189		189	189	100%
徳島	134	134		134	134	100%
香川	158	158		158	165	96%
愛媛	207	207		207	241	86%
高知	162	162		162	166	98%
福岡	288	286	2	288	289	100%
佐賀	123	123		123	124	99%
長崎	124	122	2	124	160	78%
熊本	297	297		311	325	96%
大分	220	219	1	220	220	100%
宮崎	86	86		86	88	98%
鹿児島	137	137		137	138	99%
沖縄	57	56	1	57	57	100%
計	10,084	10,046	38	10,104	10,654	95%

(イ) 階層別市町村農地委員会委員数

	階層別市町村農地委員会委員数		
	地主	地主兼自作	自作
北海道	516	41	737
青森	183	108	547
岩手	148	529	741
宮城	260	110	569
秋田	319	431	427
山形	257	325	348
福島	704		1,155
茨城	540	283	930
栃木	221	132	679
群馬	294	85	672
埼玉	616	171	990
千葉	517	160	811
東京	74	16	225
神奈川	147	61	355
新潟	480	335	873
富山	406	99	627
石川	220	82	499
福井	154	245	595
山梨	363	1	544
長野	315	351	1,634
岐阜	662	145	538
静岡	323	145	846
愛知	369	76	211
三重	308	124	688
滋賀	111	353	205
京都	245	144	663
大阪	178	267	426
兵庫	694	261	821
奈良	262	85	442
和歌山	220	166	756
鳥取	218	178	384
島根	502	96	696
岡山	1,102	644	1,578
広島	456	220	1,351
山口	168	109	1,031
徳島	169	295	352
香川	241	164	338
愛媛	274	167	827
高知	140	77	680
福岡	310	178	834
佐賀	240	60	390
長崎	167	20	485
熊本	423	333	740
大分	433	12	590
宮崎	117	33	349
鹿児島	230	58	368
沖縄	49	17	303
計	15,345	7,992	30,850

出典：『市町村農地委員会設置状況』農林省文書。

注1：市町村数は1943年10月末。

注2：新潟県の臨時委員のうち、「其ノ他」の265が抜けていたため、都道府県の「計」（臨時委員の「其ノ他」）を再計算した。
下記が原表の数字である。

*1 6,135

委員				臨時委員						
自作兼小作	小作	其ノ他	計	地主	地主兼自作	自作	自作兼小作	小作	其ノ他	計
83	251		1,628						747	747
155	263	52	1,308	25	20	129	37	30	340	581
284	32	74	1,808	13	6	2	2		256	279
361	239	96	1,635			3			128	131
349	236	36	1,798	461	274	431	596	404	177	2,343
355	237	267	1,789	41	82	111	124	85	126	569
	1,037		2,896						217	217
472	601	52	2,878	18	34	107	78	68	4	309
137	81	30	1,280	17	11	110	26	21	5	190
292	222	30	1,595	2	5	37	17	2		63
338	307	48	2,470	48	49	148	87	24	229	585
280	431	11	2,210	3	2	9	1	3	3	21
83	69	13	480	8		24	5	2	9	48
154	150	23	890	2	3	6	1	3	135	150
397	351	136	2,572	93	34	67	25	20	265	504
205	307	23	1,667	42	5	58	28	28	205	366
138	195	86	1,220	4	7	30	9	11	14	75
127	85	62	1,268	2	2	4		7	3	18
164	286	14	1,372							
448	276	8	3,032						1,728	1,728
169	662		2,176	5	1	7	2	4		19
364	280	241	2,199	74	71	116	68	76	17	422
127	331	456	1,570	47	26	39	17	53	43	225
718	398	8	2,244	8	4	15	41	18	11	97
250	101	302	1,322	18	47	59	40	29		193
280	174	33	1,539	35	24	131	41	26	28	285
128	265	137	1,401	5	7	15	6	4	11	48
425	766	92	3,059		2	4	7	5	362	380
105	173	92	1,159	39	32	166	53	44	32	366
228	122	29	1,521		2	3	1		4	10
299	330	34	1,443	187	153	421	336	234	85	1,416
233	367	38	1,932	168	98	490	294	280	71	1,401
802	1,068	97	5,291	106	15	35	7	9	207	379
597	280	43	2,947	283	148	1,047	734	437	20	2,669
179	41	20	1,548	13	5	72	15	2	167	274
202	147	40	1,205	4	2	5	3	6	1	21
253	195	45	1,236	1	2	3	10	1	1	18
268	151	34	1,721			3			1	4
247	130	9	1,283	15	2	30	17	17	6	87
413	230	67	2,032	94	30	162	64	44	204	598
130	110	85	1,015	25	15	160	32	75	118	425
100	116	123	1,011			6	5	3	3	17
477	329	90	2,392	81	54	170	112	44	412	873
77	388	260	1,760	3	1	11	2	1	3	21
161	81	46	787		5					5
204	127	109	1,096	4	6	15	4	2	2	33
33	38	17	457							
12,291	13,056	3,608	83,142	1,994	1,286	4,461	2,947	2,122	6,400*1	19,210

(資料1)

一六農局第四三三二号

昭和十六年六月二十四日

各道府県知事殿

小作事情調査ニ関スル件

農政局長

事務上ノ参考ニ供シ度候条左記事項至急御調査ノ上七月十日迄ニ御回報相煩度此段及照会候也

記

(一) 小作料ニ関スル事項

一、定額小作ノ小作料ノ種類別面積及其ノ割合

総計	園												畑				田				小作料ノ種類	面積 町	割合 %									
	(果樹園・茶園) 其ノ他ノ園						桑園						其ノ他	金納	代金納	物納	計	其ノ他	金納	代金納				物納	計	其ノ他	金納	代金納	物納	計		
計	其ノ他	金納	代金納	物納	計	其ノ他	金納	代金納	物納	計	其ノ他	金納									代金納	物納	計								其ノ他	金納

二、分益小作ノ種類別面積

種類	刈分小作		見取小作		種類	面積 町
	畑	田	畑	田		
総計	畑	田	畑	田		

三、契約小作料ヲ変更セズ實質的ニ小作料ノ引下ヲ為ス意味ニテ災害ノ有無ニ拘ラズ毎年減免ヲ為シ又ハ奨励米等ノ名目ヲ以テ毎年一定額ノ減免ヲ為スモノノ田畑別面積

(二) 地主ニ関スル事項

一、五町歩以上ノ田畑ヲ小作ニ付スル不在地主数、在住地主数及其ノ各々ノ所有面積

在 住 地 主	不在 地 主	計	人数	面積
				町

註、在住地主トハ其ノ小作田畑ノ相当面積ノ在ル市町村ニ常住スルモノニ限ルコト

二、在住地主ニシテ小作農ノ生産ニ参加シ居ルモノノ数
註、生産ニ参加シ居ルモノノ数トハ肥料、種苗ノ貸与、農業生産資金ノ融通、其ノ他小作農ノ生産ニ参加シツツアルモノニ限ルコト

備考

一、本調査ハ資料ノ都合ニ依リ已ムヲ得ザル場合ハ推定ニ依リ記入セラレ度キコト 但シコノ場合ハ推定ナル旨付記セラレ度キコト

出典…『小作事情調査ニ関スル件』農林省文書

(資料2)

昭和十六年七月三日

各市町村長殿

小作事情調査ニ関スル件

近時農地関係統制ノ諸法令施行相成候処是ガ運用上ノ参考ニ資シ度候条左記事項御調査ノ上七月十日迄ニ御回報相煩度右照会候也

京都府經濟部長

記

(一) 小作料ニ関スル事項
一、定額小作料ノ種類別面積

總計	園				畑				田				小作料ノ種類	面積 反	割合 %	
	(果樹園茶園) 其ノ他ノ園				桑園				其ノ他							
計	其ノ他	金納	代金納	物納	計	其ノ他	金納	代金納	物納	計	其ノ他	金納	代金納	物納		

註 小作地總計面積及農□總計ト□□□セザル様注意スルコト

二、小作料額多寡ニ依リ區別シタル小作地面積

種別	一毛作田		二毛作田		計	普通畑	桑(畑)園	茶(畑)園	果樹園	計
	反	反	反	反						
小作料(安米)	同 一石六斗未満	同 一石四斗未満	同 一石四斗未満	同 一石三斗未満						
一石六斗以上	同 一石四斗以上	同 一石以上	同 一石以上	同 一石以上						
小作料	同 一石三斗未満	同 一石未満	同 一石未満	同 一石未満						
一石三斗以上	同 一石以上	同 八斗以上	同 六斗以上	同 四斗以上						
小作料	同 一石未満	同 八斗未満	同 六斗未満	同 四斗未満						
一石以上	同 八斗以上	同 六斗以上	同 四斗以上	同 二斗以上						
合計	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反

註 小作料額ハ玄米以外ノ物(粃、大豆、麦、金錢等)ヲ以テ納入スルモノハ凡テ玄米ニ換算シタル額ヲ以テ小作料額トスルコト

(二) 地主ニ関スル事項

一、田畑合計五町歩以上ヲ所有スル貴市町村在住地主ニシテ小作人ノ生産ニ参加シ居ルモノノ氏名、所有段別

氏名	所有段別		
	田	畑	計
	反	反	反

註 一、生産ニ参加シ居ルモノトハ肥料、種苗ノ貸与、農業生産資金ノ融通其ノ他直接ニ小作農ノ生産ニ参加シツツアルモノニ限ルコト
二、所有段別五町歩以上トハ同一家族ノ所有段別合計五町歩以上又居住市町村内ニ所有スルモノノ居住市町村外ニ所有スルモノモ合計スルコト

注意 (一) 一定額小作料ノ種類別面積ニ於テ
物 納トハ 米、麦、大、小豆、粃、芋等ノ物ヲ以テ小作料ヲ支払フモノ
代金納トハ 小作料ハ一定額ノ物ヲ以テ定ムルモ實際ノ支払ニ当リ其ノ物ヲ時価ニ換算シタル代金ヲ以テ支払フモノ
金 納トハ 小作料ハ金何円ト最初ヨリ金錢ヲ以テ定メ金錢ニテ支払フモノ
其ノ他トハ 一定ノ賦役ヲ以テ小作料トスル等右ノ三ツニ属セザル特殊ノモノ

出典『昭和拾六年度勸業』篠村行政文書、亀岡市史編纂室所蔵。

表1-1 (イ)田ニ於ケル定額小作ノ小作料ノ種類別面積及其ノ割合

昭和十六年七月

農林省農政局調

	面積(町)					割合(%)				発送年月日
	物納	金納	代金納	其ノ他	計	物納	金納	代金納	其ノ他	
北海道	119,907	1,492	800		122,199	98.0	1.0	1.0		16.07.19
青森	29,625		5,228		34,853	85.0		15.0		16.07.23
岩手	21,250				21,250	100.0				16.07.07
宮城	53,602		5,956		59,558	90.0		10.0		16.07.08
秋田	64,000				64,000	100.0				16.07.03
山形	56,493		2,354		58,847	96.0		4.0		16.07.04
福島	44,376		4,930		49,306	90.0		10.0		16.07.10
茨城	51,007		2,685		53,692	95.0		5.0		16.07.10
栃木	36,708	1,138	157	12	38,015	96.6	3.0	0.4	0.0	16.07.10
群馬	16,896				16,896	100.0				16.07.10
埼玉	35,580	98			35,678	99.7	0.3			16.07.04
千葉	55,022	166	444		55,632	98.9	0.3	0.8		16.07.05
東京	4,009		1,002		5,011	80.0		20.0		16.07.25
神奈川	7,856	491	1,473		9,820	80.0	5.0	15.0		16.07.11
新潟	108,865				108,865	100.0				16.07.23
富山	44,201		2,326		46,527	95.0		5.0		16.07.07
石川	22,100	1,300	2,600		26,000	85.0	5.0	10.0		16.07.17
福井	21,897		447		22,344	98.0		2.0		16.07.09
山梨	10,890	110			11,000	99.0	1.0			16.07.03
長野	64,876	115	7,221		72,212	89.8	0.2	10.0		16.07.11
岐阜	28,215		3,277		31,492	89.0		11.0		16.07.08
静岡	25,479	607	3,943	303	30,332	84.0	2.0	13.0	1.0	16.07.10
愛知	38,000	500	6,500		45,000	84.0	2.0	14.0		16.07.10
三重	23,416		6,224		29,640	79.0		21.0		16.07.09
滋賀	28,663		1,109		29,772	96.0		4.0		16.07.08
京都	16,252		4,063		20,315	80.0		20.0		16.07.11
大阪	17,928	1,280	5,122	1,281	25,611	70.0	5.0	20.0	5.0	16.07.22
兵庫	52,872		1,164		54,036	97.8		2.2		16.07.07
奈良	9,718		6,479		16,197	60.0		40.0		16.07.08
和歌山	11,600	200	2,700		14,500	80.0	1.4	18.6		16.07.11
鳥取	19,830				19,830	100.0				16.07.09
島根	23,413	1,561	6,243		31,217	75.0	5.0	20.0		16.07.11
岡山	34,484		6,085		40,569	85.0		15.0		16.07.09
広島	25,850		6,463		32,313	80.0		20.0		16.07.10
山口	29,474		3,275		32,749	90.0		10.0		16.07.12
徳島	12,365	825	549		13,739	90.0	6.0	4.0		16.07.09
香川	22,511		1,694		24,205	93.0		7.0		16.07.08
愛媛	23,425		1,763		25,188	93.0		7.0		16.07.09
高知	16,120		850		16,970	95.0		5.0		16.07.03
福岡	52,025	110	3,930		56,065	92.8	0.2	7.0		16.07.08
佐賀	24,209	969	645	1	25,824	93.7	3.8	2.5	0.0	16.07.23
長崎	12,985	3	2,500		15,488	83.8	0.0*1	16.1		16.07.09
熊本	43,291	50	1,754		45,095	96.0	0.0	4.0		16.07.05
大分	22,559	1,410	4,229		28,198	80.0	5.0	15.0		16.07.09
宮崎	21,391	129			21,520	99.4	0.6			16.07.11
鹿児島	23,490		5,872		29,362	80.0		20.0		16.07.04
沖縄	10	450		40	500	2.0	90.0		8.0	16.07.09
計	1,528,735	13,004	124,056	1,637	1,667,432	91.7	0.8	7.4	0.1	

出典：農林省農政局農政課『小作事情調査』1941年7月、農林省文書。

注1：道府県からの農林省への回報を参照して原表を修正した。転記ミスを除き、下記が原表の数字である。

*1 0.01

注2：「発送年月日」とは、道府県が農林省へ回報を発送した年月日である。この部分は原表に坂根が付加したものである。

表1-2 (口)畑ニ於ケル定額小作ノ小作料ノ種類別面積及其ノ割合

昭和十六年七月

農林省農政局調

	面積 (町)					割合 (%)			
	物納	金納	代金納	其ノ他	計	物納	金納	代金納	其ノ他
北海道	131,360	204,422			335,782	39.1	60.9		
青森	10,815	4,014	4,635		19,464	55.6	20.6	23.8	
岩手	10,350	1,150	1,150		12,650	81.8	9.1	9.1	
宮城	11,567	3,855	3,855		19,277	60.0	20.0	20.0	
秋田	9,230				9,230	100.0			
山形	2,320	822	1,692		4,834	48.0	17.0	35.0	
福島	5,814	15,681			21,495	27.0	73.0		
茨城	21,426	26,782	5,356		53,564	40.0	50.0	10.0	
栃木	7,433	19,028	513	30	27,004	27.5	70.5	1.9	0.1
群馬	1,827	12,184	1,218		15,229	12.0	80.0	8.0	
埼玉	10,970	9,836	2,743		23,549	46.6	41.8	11.6	
千葉	8,944	23,254	3,578		35,776	25.0	65.0	10.0	
東京		12,086			12,086		100.0		
神奈川	6,966	8,708	1,741		17,415	40.0	50.0	10.0	
新潟	16,796	1,192	72	5	18,065	93.0	6.6	0.4	0.0*1
富山	2,030	290	580		2,900	70.0	10.0	20.0	
石川	4,094	526	639		5,259	75.0	10.0	15.0	
福井	1,992	113	159		2,264	88.0	5.0	7.0	
山梨	380	3,230	190		3,800	10.0	85.0	5.0	
長野	17,992	3,298	8,697		29,987	60.0	11.0	29.0	
岐阜	2,352	607	1,403		4,362	54.0	14.0	32.0	
静岡	2,648	3,370	5,417	602	12,037	22.0	28.0	45.0	5.0
愛知	9,000	1,000	4,000		14,000	65.0	7.0	28.0	
三重	3,715	1,857	3,715		9,287	40.0	20.0	40.0	
滋賀	2,147	23	188		2,358	91.0	1.1	7.9	
京都	2,144	134	402		2,680	80.0	5.0	15.0	
大阪	718	2,514	359		3,591	20.0	70.0	10.0	
兵庫	3,340	145	1,355		4,840	69.0	3.0	28.0	
奈良	1,295	16	1,927		3,238	40.0	0.5	59.5	
和歌山	1,800	2,000	1,300		5,100	35.3	39.2	25.5	
鳥取	2,175	5	20		2,200	98.9	0.1	1.0	
島根	4,418	3,436	1,964		9,818	45.0	35.0	20.0	
岡山	4,772	434	3,471		8,677	55.0	5.0	40.0	
広島	1,604	114	573		2,291	70.0	5.0	25.0	
山口	1,676	2,794	1,118		5,588	30.0	50.0	20.0	
徳島	2,343	976	586		3,905	60.0	25.0	15.0	
香川	2,388		1,285		3,673	65.0		35.0	
愛媛	5,538	692	7,614		13,844	40.0	5.0	55.0	
高知	4,280	610	1,230		6,120	70.0	10.0	20.0	
福岡	9,269	69	2,248		11,586	80.0	0.6	19.4	
佐賀	4,295	272	41	2	4,610	93.2	5.9	0.9	0.0
長崎	9,378	1,119	3,500		13,997	67.0	8.0	25.0	
熊本	21,133	3,019	6,038		30,190	70.0	10.0	20.0	
大分	5,037	630	629		6,296	80.0	10.0	10.0	
宮崎	16,951	102			17,053	99.4	0.6		
鹿児島	28,364	8,104	4,052		40,520	70.0	20.0	10.0	
沖縄	380	7,228		596	8,204	4.0	88.0		8.0
計	435,466	391,741	91,253	1,235	919,695	47.3	42.6	9.9	0.2

出典：農林省農政局農政課『小作事情調査』1941年7月、農林省文書。

注：道府県からの農林省への回報を参照して原表を修正した。転記ミスを除き、下記が原表の数字である。

*1 0.02

表1-3 (ハ)桑園二於ケル定額小作ノ小作料ノ種類別面積及其ノ割合

昭和十六年七月

農林省農政局調

	面積(町)					割合(%)			
	物納	金納	代金納	其ノ他	計	物納	金納	代金納	其ノ他
北海道									
青森	42	63			105	40.0	60.0		
岩手	413	330	82		825	50.0	40.0	10.0	
宮城	477	3,337	953		4,767	10.0	70.0	20.0	
秋田	850				850	100.0			
山形	4,188	2,563	2,255		9,006	46.5	28.5	25.0	
福島	1,048	5,939			6,987	15.0	85.0		
茨城	2,048	7,166	1,024		10,238	20.0	70.0	10.0	
栃木	405	1,198	25		1,628	24.9	73.6	1.5	
群馬	552	12,310	927		13,789	4.0	90.0	6.0	
埼玉	4,327	7,175	1,081		12,583	34.4	57.0	8.6	
千葉	1,091	4,093	274		5,458	20.0	75.0	5.0	
東京		3,138			3,138		100.0		
神奈川	998	1,995	332		3,325	30.0	60.0	10.0	
新潟	6,657	504	36		7,197	92.5	7.0	0.5	
富山	435	62	124		621	70.0	10.0	20.0	
石川	40	5	9		54	73.0	10.0	17.0	
福井	826	2	26		854	96.8	0.2	3.0	
山梨	980	7,840	980		9,800	10.0	80.0	10.0	
長野	26,656	15,328	24,658		66,642	40.0	23.0	37.0	
岐阜	3,541	656	2,885		7,082	50.0	9.0	41.0	
静岡	1,022	1,379	2,657	51	5,109	20.0	27.0	52.0	1.0
愛知	4,000	800	3,200		8,000	50.0	10.0	40.0	
三重	1,002	1,503	2,504		5,009	20.0	30.0	50.0	
滋賀	311	7	46		364	85.4	12.6	2.0	
京都	464	309	773		1,546	30.0	20.0	50.0	
大阪	11	90	11		112	10.0	80.0	10.0	
兵庫	1,900	585	438		2,923	65.0	20.0	15.0	
奈良	410	117	644		1,171	35.0	10.0	55.0	
和歌山	220	360	320		900	24.5	40.0	35.5	
鳥取	4,962	34	514		5,510	90.0	0.7	9.3	
島根	1,200	600	1,200		3,000	40.0	20.0	40.0	
岡山	501	167	1,001		1,669	30.0	10.0	60.0	
広島	1,177	91	543		1,811	65.0	5.0	30.0	
山口	24	466			490	5.0	95.0		
徳島	1,803	1,029	386		3,218	56.0	32.0	12.0	
香川	472		386		858	55.0		45.0	
愛媛	495	330	825		1,650	30.0	20.0	50.0	
高知	1,800	180	360		2,340	70.0	10.0	20.0	
福岡	1,303	456	525		2,284	57.0	20.0	23.0	
佐賀	832	69	68		969	85.9	7.1	7.0	
長崎	242	121	847		1,210	20.0	10.0	70.0	
熊本	3,737	934	1,557		6,228	60.0	15.0	25.0	
大分	1,508	503	503		2,514	60.0	20.0	20.0	
宮崎	145				145	100.0			
鹿児島									
沖縄		35			35		100.0		
計	85,115	83,869	54,979	51	224,014	38.0	37.4	24.5	0.0*1

出典：農林省農政局農政課『小作事情調査』1941年7月、農林省文書。

注：道府県からの農林省への回報を参照して原表を修正した。転記ミスを除き、下記が原表の数字である。

*1 0.1

表1-4 (二)其ノ他園(果樹園茶園)ニ於ケル定額小作ノ小作料ノ種類別面積及其ノ割合

昭和十六年七月 農林省農政局調

	面積(町)					割合(%)			
	物納	金納	代金納	其ノ他	計	物納	金納	代金納	其ノ他
北海道		4,414			4,414		100.0		
青森	405	1,624			2,029	20.0	80.0		
岩手	50	35	15		100	50.0	35.0	15.0	
宮城		440			440		100.0		
秋田	148	1,039	297		1,484	10.0	70.0	20.0	
山形	88	792			880	10.0	90.0		
福島		18	2		20		90.0	10.0	
茨城		33			33		100.0		
栃木	62	4,047	62		4,171	1.5	97.0	1.5	
群馬	62	246			308	20.1	79.9		
埼玉	67	360	23		450	15.0	80.0	5.0	
東京		187			187		100.0		
神奈川	216	755	108		1,079	20.0	70.0	10.0	
新潟	318	24			342	93.0	7.0		
富山	103	15	29		147	70.0	10.0	20.0	
石川	63	15	20		98	65.0	15.0	20.0	
福井	58		2		60	96.7		3.3	
山梨	170	1,190	340		1,700	10.0	70.0	20.0	
長野	1,468	844	1,358		3,670	40.0	23.0	37.0	
岐阜	331		331		662	50.0		50.0	
静岡	711	6,598	2,538	304	10,151	7.0	65.0	25.0	3.0
愛知	500	100	400		1,000	50.0	10.0	40.0	
三重	860	738	860		2,458	35.0	30.0	35.0	
滋賀		134	134		447	40.0	30.0	30.0	
京都	179	380	33		484	15.0	80.0	5.0	
大阪	71	20	8		82	65.9	24.4	9.7	
兵庫	54	96	673		961	20.0	10.0	70.0	
奈良	192	360	40		450	11.0	80.0	9.0	
和歌山	50	15	17		315	89.8	4.8	5.4	
鳥取	283	20	32		80	35.0	25.0	40.0	
島根	28	109	710		1,092*1	25.0	10.0	65.0	
岡山	273	24	143		478	65.0	5.0	30.0	
広島	311	853			898	5.0	95.0		
山口	45	24	8		74	56.0	32.0	12.0	
徳島	42		578		1,034	44.0		56.0	
香川	456		118		296*4	30.0	30.0	40.0	
愛媛	89*2	89*3			10		100.0		
高知		10			10		100.0		
福岡	422	236	409		1,067	39.6	22.1	38.3	
佐賀	261	24	10		295	88.4	8.3	3.3	
長崎	102	74	480		656	15.5	11.2	73.3	
熊本	8	56	16		80	10.0	70.0	20.0	
大分	335	167	1,173		1,675	20.0	10.0	70.0	
宮崎	195				195	100.0			
鹿児島		200			200		100.0		
沖縄									
計	9,076*5	26,405*6	10,967	304	46,752*7	19.5	56.3	23.5	0.7

出典：農林省農政局農政課『小作事情調査』1941年7月、農林省文書。

注：道府県からの農林省への回報を参照して原表を修正した。転記ミスを除き、下記が原表の数字である。

*1 1,093 *2 88.5 *3 88.5 *4 295 *5 9,075.5 *6 26,204.5 *7 46,551

表1-5 一 (ホ)定額小作ニ於ケル定額小作ノ小作料ノ種類別面積及其ノ割合

昭和十六年七月

農林省農政局調

	面積 (町)					割合 (%)			
	物納	金納	代金納	其ノ他	計	物納	金納	代金納	其ノ他
北海道	251,267	210,328	800		462,395	54.3	45.5	0.2	
青森	40,887	5,701	9,863		56,451	72.4	10.1	17.5	
岩手	32,063	1,515	1,247		34,825	92.1	4.4	3.6	
宮城	65,646	7,192	10,764		83,602	78.5	8.6	12.9	
秋田	74,080	440			74,520	99.4	0.6	0.0	
山形	63,149	4,424	6,598		74,171	85.1	6.0	8.9	
福島	51,326	22,412	4,930		78,668	65.2	28.5	6.3	
茨城	74,481	33,966	9,067		117,514	63.4	28.9	7.7	
栃木	44,546	21,397	695	42	66,680	66.8	32.1	1.0	0.1
群馬	19,337	28,541	2,207		50,085	38.6	57.0	4.4	
埼玉	50,939	17,355	3,824		72,118	70.6	24.1	5.3	
千葉	65,124	27,873	4,319		97,316	66.9	28.6	4.4	
東京	4,009	15,411	1,002		20,422	19.6	75.5	4.9	
神奈川	16,036	11,949	3,654		31,639	50.7	37.8	11.5	
新潟	132,636	1,720	108	5	134,469	98.6	1.3	0.1	0.0
富山	46,769	367	3,059		50,195	93.2	0.7	6.1	
石川	26,297	1,846	3,268		31,411	83.7	5.9	10.4	
福井	24,773	115	634		25,522	97.1	0.5	2.5	
山梨	12,420	12,370	1,510		26,300	47.2	47.0	5.7	
長野	110,992	19,585	41,934		172,511	64.3	11.4	24.3	
岐阜	34,439	1,263	7,896		43,598	79.0	2.9	18.1	
静岡	29,860	11,954	14,555	1,260	57,629	51.8	20.7	25.3	2.2
愛知	51,500	2,400	14,100		68,000	75.7	3.5	20.7	
三重	28,993	4,098	13,303		46,394	62.5	8.8	28.7	
滋賀	31,121	30	1,343		32,494	95.8	0.1	4.1	
京都	19,039	577	5,372		24,988	76.2	2.3	21.5	
大阪	18,728	4,264	5,525	1,281	29,798	62.8	14.3	18.5	4.3
兵庫	58,166	750	2,965		61,881	94.0	1.2	4.8	
奈良	11,615	229	9,723		21,567	53.9	1.1	45.1	
和歌山	13,670	2,920	4,360		20,950	65.3	13.9	20.8	
鳥取	27,250	54	551		27,855	97.8	0.2	2.0	
島根	29,059	5,617	9,439		44,115	65.9	12.7	21.4	
岡山	40,030	710	11,267		52,007	77.0	1.4	21.7	
広島	28,942	229	7,722		36,893	78.4	0.6	20.9	
山口	31,219	4,113	4,393		39,725	78.6	10.4	11.1	
徳島	16,553	2,854	1,529		20,936	79.1	13.6	7.3	
香川	25,827		3,943		29,770	86.8	0.0	13.2	
愛媛	29,547	1,111	10,320		40,978	72.1	2.7	25.2	
高知	22,200	800	2,440		25,440	87.3	3.1	9.6	
福岡	63,019	871	7,112		71,002	88.8	1.2	10.0	
佐賀	29,597	1,334	764	3	31,698	93.4	4.2	2.4	0.0
長崎	22,707	1,317	7,327		31,351	72.4	4.2	23.4	
熊本	68,169	4,059	9,365		81,593	83.5	5.0	11.5	
大分	29,439	2,710	6,534		38,683	76.1	7.0	16.9	
宮崎	38,682	231			38,913	99.4	0.6	0.0	
鹿児島	51,854	8,104	9,924		69,882	74.2	11.6	14.2	
沖縄	390	7,913		636	8,939	4.4	88.5	0.0	7.1
計	2,058,392	515,019	281,255	3,227	2,857,893	72.0	18.0	9.8	0.1

出典：農林省農政局農政課『小作事情調査』1941年7月、農林省文書。

注：この(ホ)は、(イ)から(ニ)を合計したものである。しかし、原表には40箇所ほどの誤記があったため、すべて再計算したものを掲げた。

表1-6 二分益小作ノ種類別面積

(単位：町)

	刈分小作		見取小作		計		備考	大正10年 刈分小作
	田	畑	田	畑	田	畑		
北海道	150				150			50
青森	5,379	3,155			5,379	3,155	1)	5,528
岩手	3,700	10,350	50		3,750	10,350		10,024
宮城	250	20	1,000		1,250	20		
秋田	4,000	20			4,000	20		189
山形								50
福島	53				53			29
茨城	120				120			
栃木	3	1	5		8	1		
群馬	256				256			16
埼玉								
千葉			550	200	550	200		4
東京								
神奈川	3				3			
新潟								93
富山								4
石川	15				15			65
福井	200				200			220
山梨	2,300	700			2,300	700		665
長野	202		4,468		4,670		2)	267
岐阜	5	10			5	10		69
静岡	50	5	50		100	5		14
愛知			12		12			13
三重								
京都								
大阪								
兵庫								
奈良								20
和歌山								
鳥取	190				190			51
島根			400	50	400	50		12
岡山	7				7			7
広島								
山口	32	15			32	15		2
徳島								4
香川	15	20	80		95	20		35
愛媛	300	2,500			300	2,500		527
高知								
福岡	3		360	163	363	163		127
佐賀	60	50			60	50		67
長崎	200	60			200	60		602
熊本	150				150			454
大分	416	602			416	602		
宮崎	915	2,576			915	2,576	3)	16
鹿児島	600	300			600	300		1,026
沖縄								
計	19,574	20,384	6,975	413	26,549	20,797		20,250

出典：農林省農務局『大正十年小作慣行調査』1926年、農林省農政局農政課『小作事情調査』1941年7月、農林省文書。

注1：備考には次の注記がある。

1)見取小作ハ、開墾地ニ多少アリ

2)見取小作4468町ノ最高小作料ヲ定メ支払困難ナルトキハ検見ヲ為シ小作料ヲ決定ス

3)見取小作ハ不作時ニ一部コレヲ為ス

注2：「大正10年」は、『大正十年小作慣行調査』により、坂根が付け加えた部分である。愛媛には「上浮穴郡ノ統計」、鹿児島には「熊毛郡分不明」の注記がある。

表1-7 三 5町歩以上ノ田畑ヲ小作ニ付スル不在地主数、在村地主数及其ノ所有面積

	不在地主		在村地主		総面積
	人数	面積	人数	面積	
北海道	6,913	178,022	8,448	145,654	323,676
青森	316	6,991	736	18,664	25,655
岩手	450	5,645	1,020	15,200	20,845
宮城	1,788	17,301	6,751	50,122	67,423
秋田	600	15,770	900	23,670	39,440
山形	1,544	27,711	1,029	18,474	46,185
福島	509	9,172	1,546	22,873	32,045
茨城	579	7,292	3,144	29,247	36,539
栃木	433	6,095	2,115	19,350	25,445
群馬	60	3,000	1,740	12,180	15,180
埼玉	312	4,980	4,154	43,534	48,514
千葉	423	4,832	4,308	39,204	44,036
東京	769	5,998	319	2,488	8,486
神奈川	54	363	1,020	6,905	7,268
新潟	928	26,938	4,206	35,545	62,483
富山	388	6,851	1,376	15,712	22,563
石川	204	2,040	725	7,444	9,484
福井	330	4,000	694	13,094	17,094
山梨	250	3,000	350	2,000	5,000
長野	770	3,464	1,830	8,086	11,550
岐阜	251	2,486	1,069	12,723	15,209
静岡	1,601	13,608	283	2,405	16,013
愛知	277	3,668	1,480	12,550	16,218
三重	215	4,174	1,254	12,524	16,698
滋賀	456	3,943	83	862	4,805
京都	126	918	631	4,870	5,788
大阪	243	2,715	697	6,181	8,896
兵庫	1,192	11,282	297	3,474	14,756
奈良	57	495	421	3,669	4,164
和歌山	120	1,090	340	2,665	3,755
鳥取	330	8,600	1,720	19,200	27,800
島根	1,000	14,350	3,000	26,685	41,035
岡山	394	4,306	731	7,998	12,304
広島	185	1,887	695	7,089	8,976
山口	187	1,820	663	5,799	7,619
徳島	68	618	344	3,558	4,176
香川	521	8,478	375	3,648	12,126
愛媛	223	2,882	804	8,341	11,223
高知	177	2,764	707	7,002	9,766
福岡	444	5,630	1,041	8,424	14,054
佐賀	198	2,665	596	7,496	10,161
長崎	106	1,894	523	7,578	9,472
熊本	835	6,156	2,250	25,896	32,052
大分	131	769	602	6,760	7,529
宮崎	246	3,150	618	7,350	10,500
鹿児島	590	8,990	2,880	40,400	49,390
沖縄	60	650	140	2,250	2,900
計	27,853	459,453	70,655	786,843	1,246,296

註、在住地主トハ其ノ小作田畑ノ相当面積ノ在ル市町村ニ常住スルモノ。

出典：農林省農政局農政課『小作事情調査』1941年7月。

注：道府県からの農林省への回報を参照して原表を修正した。

表1-8

四 イ 契約小作料ヲ変更セズ實質的ニ毎年小作料ノ引下ヲ為ス意味ニ於テ毎年一定額ノ減免ヲ為スモノノ田畑別面積

口 在住地主ニシテ小作農ノ生産ニ参加シ居ルモノノ数

	イ			口	
	田	畑	摘要	人	備考
北海道	1,500			500	
青森					*6
岩手				408	
宮城				100	
秋田				90	
山形				100	
福島	16*1			460	
茨城				1,000	
栃木	13,515	779	*2	253	
群馬				10	
千葉				800	
東京				50	
新潟				828	
富山	7,469		*3		
石川	5,430		*4		
福井	50			67	
山梨	8,063		*5		
長野	3,300	700			
岐阜	453				
静岡	280				
愛知	500	200		3	
三重	95				
滋賀				708	
京都				60	
大阪	5,000	40		20	
兵庫	42,297	931			*7
奈良	11,337	486		20	
和歌山	350			50	
鳥取	1,140	40			
島根	9,365	1,472		1,500	
岡山	5,000	450		68	
広島	7			100	
山口				112	
徳島	10,432			7	
香川	4,909	157		31	
愛媛	24,432	3,877		643	
高知	560			348	
福岡				111	
佐賀				750	
長崎				500	
熊本				87	
鹿児島				70	*8
沖縄					
計	155,500	9,132		9,854	

註、在住地主トハ其ノ小作田畑ノ相当面積ノ在ル市町村ニ常住スルモノ。

出典：農林省農政局農政課『小作事情調査』1941年7月。

注1：道府県からの農林省への回報を参照して原表を修正した。転記ミスを除き、下記が原表の数字である。

*1 15.7

注2：注記は下記である。

*2 奨励金穀ヲ給与スルモノ *3 分与米減租米ノ名称ニヨリ豊凶如何ニ由ラズ減免スルモノ *4 補償米

奨励米ノ名称ノ下ニ支給スルモノ *5 補給米ヲ支給スルモノ *6 多少アルモ実数不明 *7 不明

*8 作り分けヲ行フ地主

表2-1 小作料ノ高低ニ依リ區別シタル水田小作地面積（一毛作田）

	小作地面積（町）				水田総小作地面積ニ対スル割合（%）		
	水田総小作地面積	小作料高キモノ	小作料普通ナルモノ	小作料低キモノ	小作料高キモノ	小作料普通ナルモノ	小作料低キモノ
北海道	122,200	34,216	63,544	24,440	28	52	19
青森	30,360	15,210	11,000	4,150	51	36	13
岩手	24,713	4,470	12,907	7,336	18	52	30
宮城	59,084	17,725	32,496	8,863	30	55*	15
秋田	62,000	9,300	40,300	12,400	15	65	20
山形	59,600	14,998	35,371	9,231	25	59	16
福島	44,998	9,000	22,499	13,499	20	50	30
茨城	47,300	9,460	33,110	4,730	20	70	10
栃木	19,769	13,067	5,520	1,182	66	28	6
群馬	4,454	1,024	1,871	1,559	23	42	35
埼玉	27,636	978	24,981	1,677	4	90	6
千葉	51,551	18,044	23,197	10,310	35	45	20
東京	3,420	1,026	2,223	171	30	65	5
神奈川	7,365	1,800	4,815	750	25	65	10
新潟	108,866	27,557	50,042	31,267	25	46	29
富山	16,284	5,699	7,328	3,257	35	45	20
石川	17,520	2,628	12,264	2,628	15	70	15
福井	17,875	3,575	11,619	2,681	20	65	15
山梨	3,380	845	1,859	676	25	55	20
長野	19,685	4,921	10,826	3,938	25	55	20
岐阜	13,004	4,135	5,306	3,563	32	41	27
静岡	15,686	6,274	7,843	1,569	40	50	10
愛知	19,915	5,975	11,949	1,991	30	60	10
三重	11,165	2,220	6,740	2,205	20	60	20
滋賀	11,867	2,395	9,078	394	20	77	3
京都	10,404	4,241	4,379	1,784	41	42	17
大阪	7,785	1,168	4,671	1,946	15	60	25
兵庫	56,779	25,550	19,873	11,356	45	35	20
奈良	8,964	3,594	3,320	2,050	40	37	23
和歌山	2,919	1,007	1,029	883	35	35	30
鳥取	12,020	6,130	3,970	1,920	51	33	16
島根	18,194	3,639	9,097	5,458	20	50	30
岡山	10,248	2,870	3,279	4,099	28	32	40
広島	13,136	4,466	5,780	2,890	34	44	22
山口	11,932	716	2,386	8,830	6	20	74
徳島	4,165	2,082	1,250	833	50	30	20
香川	1,251	100	999	152	8	80	12
愛媛	5,793	3,476	1,738	579	60	30	10
高知	4,500	1,350	1,800	1,350	30	40	30
福岡	6,315	1,282	3,480	1,553	20	55	25
佐賀	6,372	1,593	4,142	637	25	65	10
長崎	6,088	1,400	2,923	1,765	23	48	29
熊本	8,835	2,215	4,420	2,200	25	50	25
大分	6,796	1,223	2,583	2,990	18	38	44
宮崎	4,818	1,445	2,409	964	30	50	20
鹿児島	8,809	2,608	4,554	1,647	29	52	19
沖縄	188	47	113	28	25	60	15
計	1,036,008	288,744	536,883	210,381	28	52	20

備考 小作料ノ高、普通、低ノ区分ニ関シテハ各道府県ニ付夫々「小作事情調査（昭和十三年農林省農務局刊行）」ニ記載セラレタル一毛作田小作料ノ高、普通、低ノ各々ノ額ヲ標準トセリ。

出典：農林省農政課『昭和十六年八月小作料ノ高低ニ依リ區別シタル水田小作地面積調』農林省文書。

注：表紙には「備考」として「調査ハ各地方庁小作官及自作農主任官ニ照会シ其ノ報告ニ付取纏メタルモノナリ」とある。

* 原表では50

表 2-2 小作料ノ高低ニ依リ區別シタル水田小作地面積 (二毛作田)

	小作地面積 (町)				水田総小作地面積ニ対スル割合 (%)		
	水田総小作地面積	小作料高キモノ	小作料普通ナルモノ	小作料低キモノ	小作料高キモノ	小作料普通ナルモノ	小作料低キモノ
北海道							
青森							
岩手							
宮城							
秋田							
山形							
福島	4,288	986	2,144	1,158	23	50	27
茨城	6,500	2,000	4,250	250	31	65	4
栃木	18,399	3,055	8,574	6,770	17	46	37
群馬	12,442	3,733	6,221	2,488	30	50	20
埼玉	11,073	1,053	7,374	2,646	9	67	24
千葉	4,072	1,424	2,035	613	35	50	15
東京	1,841	644	1,105	92	35	60	5
神奈川	2,455	600	1,555	300	25	63	12
新潟							
富山	30,243	9,073	18,146	3,024	30	60	10
石川	8,280	1,656	5,796	828	20	70	10
福井	4,469	894	2,905	670	20	65	15
山梨	7,880	2,758	3,940	1,182	35	50	15
長野	12,692	3,172	6,980	2,540	25	55	20
岐阜	19,425	6,702	8,372	4,351	35	43	22
静岡	14,648	5,859	7,324	1,465	40	50	10
愛知	27,729	9,705	15,251	2,773	35	55	10
三重	18,476	3,695	11,085	3,696	20	60	20
滋賀	18,055	3,485	14,340	230	19	80	1
京都	10,880	4,871	5,001	1,008	45	46	9
大阪	18,165	4,541	10,899	2,725	25	60	15
兵庫	28,628	14,314	8,588	5,726	50	30	20
奈良	21,743	9,007	8,186	4,550	41	38	21
和歌山	11,853	5,772	4,834	1,247	49	41	10
鳥取	7,310	3,510	2,560	1,240	48	35	17
島根	12,129	3,639	6,064	2,426	30	50	20
岡山	30,744	8,608	9,838	12,298	28	32	40
広島	19,035	4,949	8,756	5,330	26	46	28
山口	21,110	4,222	11,615	5,273	20	55	25
徳島	9,563	3,347	4,782	1,434	35	50	15
香川	24,601	3,850	15,956	4,795	16	65	19
愛媛	19,395	7,758	9,698	1,939	40	50	10
高知	12,100	4,840	4,840	2,420	40	40	20
福岡	49,705	14,772	27,363	7,570	30	55	15
佐賀	20,109	6,033	12,467	1,609	30	62	8
長崎	9,686	2,906	4,358	2,422	30	45	25
熊本	36,504	9,204	18,300	9,000	25	50	25
大分	21,403	3,639	9,417	8,347	17	44	39
宮崎	16,692	5,008	8,346	3,338	30	50	20
鹿児島	20,554	6,433	11,038	3,083	31	54	15
沖縄	262	68	163	31	26	62	12
計	645,138	191,785	330,466	122,887	30	51	19

備考 小作料ノ高、普通、低ノ区分ニ関シテハ各道府県ニ付夫々「小作事情調査 (昭和十三年農林省農務局刊行)」ニ記載セラレタル二毛作田小作料ノ高、普通、低ノ各々ノ額ヲ標準トセリ。

出典：農林省農政課『昭和十六年八月小作料ノ高低ニ依リ區別シタル水田小作地面積調』農林省文書。

注：表紙には「備考」として「調査ハ各地方庁小作官及自作農主任官ニ照会シ其ノ報告ニ付取纏メタルモノナリ」とある。

表2-3 小作事情調査ニ記載セラレタル実納小作料額

(昭和8年乃至昭和10年ノ3ケ年平均) 単位：石

	一毛作田			二毛作田		
	高	普通	低	高	普通	低
北海道	0.665	0.450	0.320			
青森	1.200	1.000	0.700			
岩手	1.500	1.050	0.700			
宮城	1.103	0.945	0.739			
秋田	1.200	1.000	0.680			
山形	1.400	1.200	0.900			
福島	1.350	1.050	0.800	1.350	1.100	0.900
茨城	1.064	0.886	0.615	1.206	1.049	0.880
栃木	1.040	0.820	0.570	1.392	1.070	0.905
群馬	0.969	0.801	0.606	1.277	1.061	0.830
埼玉	1.027	0.903	0.680	1.108	0.988	0.783
千葉	1.080	0.800	0.720	1.140	0.950	0.760
東京	0.880	0.800	0.480	1.280	0.960	0.640
神奈川	1.222	1.034	0.752	1.600	1.400	1.200
新潟	1.020	0.830	0.590			
富山	1.174	0.636	0.294	1.468	0.930	0.538
石川	1.280	1.040	0.780	1.480	1.170	0.880
福井	1.160	0.970	0.730	1.180	1.000	0.750
山梨	1.230	1.030	0.780	1.370	1.140	0.840
長野	1.350	1.070	0.890	1.380	1.120	0.936
岐阜	0.966	0.882	0.651	1.297	1.071	0.838
静岡	1.520	1.140	0.660	1.520	1.140	0.950
愛知	1.450	0.950	0.380	1.450	1.030	0.650
三重	0.900	0.720	0.520	1.150	0.930	0.700
滋賀	1.320	1.000	0.570	1.470	1.140	0.760
京都	1.230	0.960	0.608	1.425	1.146	0.821
大阪	1.014	0.932	0.732	1.256	1.130	0.917
兵庫	1.170	0.950	0.630	1.170	0.950	0.630
奈良	1.100	0.920	0.730	1.350	1.130	0.880
和歌山	1.100	0.920	0.720	1.380	1.200	0.900
鳥取	1.117	0.891	0.656	1.331	1.054	0.816
島根	1.330	1.080	0.700	1.530	1.210	0.930
岡山	1.200	0.900	0.600	1.450	1.150	0.850
広島	1.380	1.040	0.710	1.630	1.290	0.970
山口	1.030	0.830	0.550	1.490	1.120	0.850
徳島	1.040	0.870	0.640	1.270	1.010	0.810
香川		0.878		1.380	1.195	0.913
愛媛	1.090	0.830	0.530	1.560	1.210	0.950
高知	1.066	0.827	0.510	1.423	1.120	0.877
福岡	0.970	0.820	0.530	1.450	1.140	0.800
佐賀	1.174	0.959	0.615	1.567	1.288	0.965
長崎	1.280	0.980	0.690	1.390	1.080	0.770
熊本	1.000	0.750	0.550	1.750	1.200	0.950
大分	1.200	1.000	0.800	1.800	1.400	1.200
宮崎	0.990	0.760	0.540	1.280	1.030	0.750
鹿児島	1.300	0.900	0.700	1.600	1.200	0.900
沖縄	0.900	0.700	0.450	1.100	0.850	0.650
平均*	1.158	0.920	0.645	1.402	1.116	0.849

出典：農林省農政課『昭和十六年八月小作料ノ高低ニ依リ区別シタル水田小作地面積調』農林省文書。

注1：表紙には「備考」として「調査ハ各地方庁小作官及自作農主任官ニ照会シ其ノ報告ニ付取纏メタルモノナリ」とある。

注2：「*」は、「北海道、沖縄ヲ除ク平均」。

表2-4 小作料率ノ高低ニ依リ区別シタル水田小作地面積 (刈分小作、見取小作等)
イ、一毛作田

	小作地面積 (町)				同左割合 (%)				収穫高二対スル実納小作料率 (%)					
	総面積	小作料高キモノ	小作料普通ナルモノ	小作料低キモノ	総面積	小作料高キモノ	小作料普通ナルモノ	小作料低キモノ	率高キモノ	率普通ナルモノ	率低キモノ	率高キモノ	率普通ナルモノ	率低キモノ
青森	8,759	5,779	2,930	50	100	66	33	1	60以上	40以上60未満	40未満	1	40以上60未満	40未満
岩手	3,706	964	2,038	704	100	26	55	19	60以上	40以上60未満	40未満	19	40以上60未満	40未満
秋田	4,000	600	3,200	200	100	15	80	5	60以上	50以上60未満	50未満	5	50以上60未満	50未満
群馬	356		356		100		100			50			50	
山梨	200	40	150	10	100	20	75	5	60	50		5	50	30
宮崎	138		138		100		100			50			50	
計	17,159	7,383	8,812	964										

ロ、二毛作田

	小作地面積 (町)				同左割合 (%)				収穫高二対スル実納小作料率 (%)					
	総面積	小作料高キモノ	小作料普通ナルモノ	小作料低キモノ	総面積	小作料高キモノ	小作料普通ナルモノ	小作料低キモノ	率高キモノ	率普通ナルモノ	率低キモノ	率高キモノ	率普通ナルモノ	率低キモノ
沖縄	462	407	32	23	100				一期作、二期作ヲ通ジ地主三人五割、小作人五分ノ二	一期作ハ地主五分、二期作地主三分ノ一、小作人三分ノ二	一期作ノミ地主五分、小作人五分	一期作、二期作ヲ通ジ地主三人五割、小作人五分ノ二	一期作ハ地主五分、二期作地主三分ノ一、小作人三分ノ二	一期作ノミ地主五分、小作人五分

備考一、当該小作地面積少ナルモノ又ハ当該小作地ナキ道府県ハ前二表ヨリ除外セリ。
 備考二、沖縄県ニハ前各表ニ掲グルモノノ外仕加間 (小作料ノ代リニ勞力ヲ提供スルモノ)、質田、物納等ノ小作地約五十町歩アリ。
 出典：農林省農政課「昭和十六年八月小作料ノ高低ニ依リ区別シタル水田小作地面積調査」農林省文書。
 注：表紙には「備考」として「調査ハ各地方庁小作官及自作農主任官ニ照会シ其ノ報告ニ付取纏メタルモノナリ」とある。

表3 小作料ノ種類別小作地面積 (昭和十八年八月一日現在)

種別	小作料ノ種類	田	普通畑	桑園	果樹園	茶園	其ノ他ノ園	計	
定額	現物納	米	町 1,421,037	町 104,163	町 35,151	町 4,515	町 1,753	町 1,393	町 1,568,012
		麦	—	39,368	1,476	865	50	—	41,759
		米ト麦	11,726	6,974	180	—	—	—	18,880
		大豆	—	35,434	1,562	44	13	32	37,085
		麦ト大豆	—	32,360	3,696	21	—	—	36,077
		大豆ト粟	—	1,594	—	—	—	—	1,594
		粟	—	4,935	251	—	—	21	5,207
		麦ト粟	—	342	—	—	—	—	342
		玉蜀黍	—	464	80	—	—	34	578
		菜種	—	1,389	—	—	—	—	1,389
		其ノ他	—	2,414	488	909	5	13	3,829
		計	1,432,763	229,437	42,884	6,354	1,821	1,493	1,714,752
		小作	代金納	米	205,618	70,646	25,797	4,561	1,380
麦	—			13,355	1,434	441	—	—	15,230
米ト麦	755			1,015	657	—	—	—	2,427
大豆	55			7,629	1,746	125	33	12	9,600
麦ト大豆	—			6,234	4,350	82	—	—	10,666
大豆ト粟	—			414	—	—	—	—	414
粟	—			664	—	—	—	—	664
玉蜀黍	—			434	40	—	—	9	483
其ノ他	—			503	213	34	—	—	750
計	206,428			100,894	34,237	5,243	1,413	680	348,895
金納	9,232	448,792	54,545	13,549	5,374	754	532,246		
刈分	10,259	9,548	—	820	150	12	20,789		
見取	47	21	—	350	—	—	418		
合計	1,658,729	788,692	131,666	26,316	8,758	2,939	2,617,100		

(註) 米ノ中ニハ粉ヲ包含ス。其ノ他ノ中ニハ蔬菜、三椏、麻、桑、馬鈴薯、燕麦、稗、蕎麦、労役、梨、苹果、桑葉、繭等ヲ含ム。麦ニハ大麦、小麦、稗麦ヲ含ム。

出典：『農地制度資料集成』10、御茶の水書房、1972年、987頁。